

第3章

施策・事業の推進

本章では、今後の施策の展開を、「地域住民自ら又は地域住民が地域の中で協力して取り組むこと（地域ができること）」、「行政が市民や社会福祉協議会等との連携、協働して取り組むこと（市の取組み）」、「社会福祉協議会が中心となって取り組むこと（社会福祉協議会の取組み）」に分類し、それぞれの役割や取組みが明らかになるよう示しています。

また、今回の改定では、前半5年間の中間評価を行い、各目標・施策ごとの成果・課題を示しています。

基本目標 1 地域で支えあい、 助けあう仕組みづくり

【基本施策 1】 身近な地域での関わりを豊かにする

(1) 地域のつながりの再構築

■ 声かけ・あいさつ運動の推進	【市】	【社協】
■ 交流促進事業等への支援	【市】	
■ 計画の周知と地域福祉活動の情報発信	【市】	
■ 地域における交流機会の充実		【社協】
■ 地域交流事業等への支援		【社協】
■ 地域活動への意識啓発		【社協】

(2) 地域組織活動の活性化と充実

■ 自治会等活動の活性化	【市】
■ 地域活動を担う団体等への支援	【市】

【基本施策 2】 地域の声かけ・見守り活動を推進する

(1) 子どもの安全・安心対策の推進

■ 地域の見守り活動等の推進	【市】
■ 子ども 110 番の家事業の推進	【市】

災害時や緊急時の見守り活動の推進

■ 災害時や緊急時の見守り体制づくり	【社協】
--------------------	------

(2) 声かけ・見守り体制の充実

■ 声かけ・見守りの連携活動の促進	【市】
■ 見守り活動等に必要情報の共有化	【市】
■ 事業者等との連携による見守り強化	【市】

小地域福祉活動の充実・支援

■ 小地域福祉活動への支援	【社協】
■ 住民懇談会等の開催支援	【社協】
■ 地域の関係団体等への支援	【社協】

【基本施策 3】 地域住民の活動拠点の整備と地区間交流を推進する

(1) 地域特性に応じた活動拠点の整備・確保

■ 地域の居場所づくりの推進	【市】
■ 地域福祉活動拠点の充実	【市】

だれもが気軽に集える交流の場づくりの推進

■ 地域の居場所づくり活動の推進	【社協】
■ 施設等の利用促進	【社協】

(2) 地区間交流の推進

■ 地区間の交流・連携の推進	【市】
----------------	-----

【基本施策１】 身近な地域での関わりを豊かにする

【地域ができること】

（１）地域住民の取り組み

- 隣近所や地域の人と積極的にあいさつや声かけを行うようにします。
- 回覧板などではできるだけ手渡しするようにします。
- 町内の清掃活動などには積極的に参加するようにします。
- 近所で困っている人への声かけを行い、できる範囲でのお手伝いをします。

（２）地域全体での取り組み

- 地域主体であいさつ運動や声かけ運動を展開します。
- だれもが参加しやすい地域行事や活動の企画・運営に努めます。
- 地域行事などを積極的に情報発信し、住民への周知と参加促進に努めます。
- 住民が気軽に集える「居場所づくり」を進めます。
- プライバシーに配慮し、地域活動を通して得られた情報の共有化を図ります。
- 自治会等やシニアクラブ、子ども会等未加入者（世帯）に対し、加入促進を図ります。
- 様々な地域課題への対策や仕組みづくりに取り組みます。

【市の取り組み】

（１）地域のつながりの再構築

地域での支えあい、助けあいの必要性について周知・啓発するとともに、地域での交流を促進します。

施策・事業	内 容
①声かけ・あいさつ運動の推進	日頃から隣近所との関わりを持ち、地域における気づきの機会を増やすため、声かけ・あいさつ運動を推進します。 【担当課等：生涯学習課外】 《成果》 青少年指導員や少年補導員を中心に、小・中学校毎に朝のあいさつ運動やパトロール活動を行っています。
②交流促進事業等への支援	様々な世代が地域のなかで集い、豊かな交流活動を育むきっかけづくりとして、イベントなどへの支援を行います。 【担当課等：健康推進課、生涯学習課外】 《成果》 カミーマリアフェスティバルや万葉の里ちくしのウォーキングを開催しています。
③計画の周知と地域福祉活動の情報発信	地域福祉の施策・事業等に対する理解を促進するため、本計画の概要版を作成・活用するとともに、ホームページ、出前講座等を通じて地域の行事やイベント情報、地域福祉活動事例などを積極的に発信します。 【担当課等：生活福祉課、子育て支援課外】 《成果》 市広報やホームページ及び子育てガイドブック等にて情報発信を行っています。

(2) 地域組織活動の活性化と充実

地域福祉活動の活性化を図るため、自治会等や地域で活動する関係団体等への支援に努めます。

施策・事業	内 容
①自治会等活動の活性化	小圏域における地域福祉活動の核となる自治会等の組織強化と活性化を図るため、その役割や活動意義などを周知・啓発するとともに、組織運営に必要な情報等の提供に努めます。 【担当課等：生涯学習課、総務課、教育政策課外】 《成果》 広報紙や回覧を通じて、地域組織活動の活性化の一助となる情報提供を行っています。
②地域活動を担う団体等への支援	地域住民の社会参加・参画を促進し、地域福祉活動の推進を図るため、シニアクラブや子ども会育成会など地域を基盤に活動する関係団体等の支援に努めます。 【担当課等：高齢者支援課、生涯学習課、危機管理課外】 《成果》 筑紫野市シニアクラブ連合会及び行政区単位シニアクラブの運営・活動等に対して助成金を交付しています。 子ども会に対し、「地域子ども会活動補助金」を交付しています。 地域防犯活動推進団体への市所有の青色回転灯付防犯パトロール車の貸出を行っています。 《課題》 地域の子ども会への加入者が減少してきています。子ども会活動を支援する育成会の保護者も多忙であるため、育成会のなり手が不足しています。

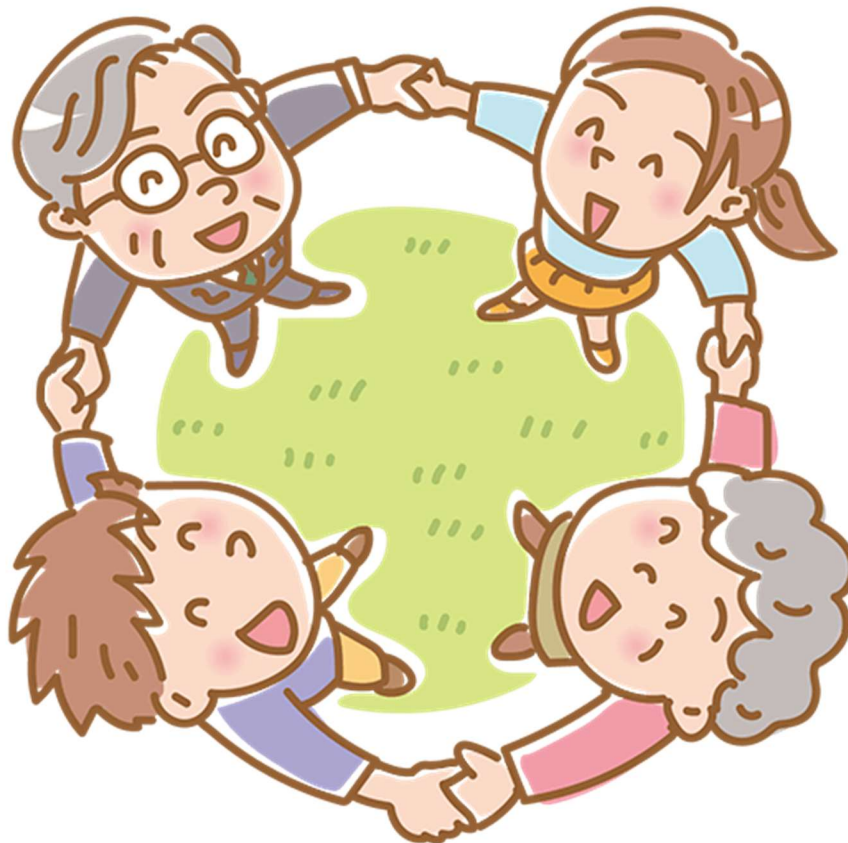
【社会福祉協議会の取り組み】

(1) 地域のつながりの再構築

関係機関・団体等との連携を図り、住民の地域交流事業や活動などへの参加を促進します。

施策・事業	内 容
①地域における交流機会の充実	地域サロンの運営支援や福祉バスの貸出などに努め、地域での交流や外出の機会の少ない方の社会参加・参画機会を充実します。 《成果》 いきいきサロンの運営支援を行っています。福祉バスの貸出（運行）、バスハイク等の行事運営支援を行っています。
②声かけ・あいさつ運動の推進	市や関係機関・団体等と連携し、地域での声かけ・あいさつ運動を推進します。 《成果》 民生委員・児童委員や福祉委員などによる地域サロン開催案内や防犯・防災情報などの声かけ運動の支援を行うと共に、福祉委員研修会やサロン連絡会等において声かけ運動の啓発や情報提供を行っています。

③地域交流事業等への支援	地域住民や関係団体等が主体的に取り組む交流事業等の推進を図るため、必要な備品の貸出や情報提供などに努めます。 《成果》 綿菓子機やポップコーン機等の行事用機器、催事テントを地域の夏祭りや交流行事に貸出を行っています。
④地域活動への意識啓発	地域活動情報の提供やイベント開催などを通じて、地域福祉に関する住民の関心を高め、実践的な地域活動につなげることができるよう意識啓発に努めます。 《成果》 「筑紫野市介護を考える家族の会」と協働で介護者のつどいを実施し、介護や認知症に関する情報提供・情報交換を行っています。子育て支援の分野では、ボランティア団体と協力し、未就学児とその保護者同士の情報交換の場「ふれんずひろば」を開催し、未就学児の子育て支援及び地域での子育てサロンの啓発を行っています。



【基本施策2】 地域の声かけ・見守り活動を推進する

【地域ができること】

(1) 地域住民の取り組み

○日頃からの近所付き合いに心がけます。

(2) 地域全体での取り組み

○関係機関・団体等と連携し、地域サロン活動の充実と利用促進に努めます。

○困りごとなどを気軽に相談し合えるような環境や仕組みづくりに努めます。

○要支援者の把握・支援のための体制づくりを地域ぐるみで進めます。

○地域包括支援センターや民生委員・児童委員との連携・協力を強化します。

○小学校の登下校時におけるパトロール活動などを強化します。

○防災マップや見守りマップづくりなどを地域で取り組みます。



【市の取り組み】

(1) 子どもの安全・安心対策の推進

地域住民による声かけや見守り活動などの充実を図り、子どもの安全・安心対策を推進します。

施策・事業	内 容
①地域の見守り活動等の推進	子どもの犯罪被害防止や登下校時の交通安全確保に向け、地域パトロール活動や地域での声かけ・見守り活動を推進するとともに、様々な媒体を活用し、不審者情報の収集や安全啓発を行います。 【担当課等：危機管理課、生涯学習課、学校教育課外】 《成果》 安全安心まちづくり推進大会にて、地域の安全活動を行う団体・個人に対して表彰を行っています。 青少年指導員や少年補導員が各小中学校区を中心とした、第2・4金曜日のパトロールや夏季/冬季一斉夜間補導パトロールを実施しています。

②子ども 110 番の家事業の推進	地域で子どもを事件や犯罪等から守るため、見守り活動等の意義・目的について周知・啓発を図るとともに、「子ども 110 番の家」事業を拡充し、協力世帯への支援に努めます。 【担当課等：危機管理課、生涯学習課外】 《成果》 「市青少年育成市民会議」による「子ども 110 番の家」の看板設置事業を行っています。 《課題》 筑紫野市安全安心まちづくり推進大会で防災や防犯に役立つ講演等を実施していますが、より一層参加者を増やす必要があります。
---------------------------------	---

(2) 声かけ・見守り体制の充実

見守り等を必要とする人の早期発見と継続した支援・対応を図るため、活動推進体制の整備・充実に努めます。

施策・事業	内 容
①声かけ・見守りの連携活動の促進	認知症など見守りを必要とする人の早期発見・把握と、継続した支援・対応を推進するため、地域住民や民生委員・児童委員、関係機関・団体などの連携活動を促進します。 【担当課等：生活福祉課、高齢者支援課外】 《成果》 コミュニティ運営協議会が主体となって行っている認知症支援活動の実行委員会、前日会議及び訓練に参加しています。
②見守り活動等に必要な情報の共有化	地域住民や関係機関・団体等のつながりを強化し、重層的な見守り体制の維持・構築を図るため、個人情報保護への配慮を促しながら、必要な情報の共有化を推進します。 【担当課等：生活福祉課、高齢者支援課外】 《成果》 民生委員に対して見守りに必要な情報を提供しています。 《課題》 「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定書」の協定を結ぶ自主防災組織を増やす必要があります。
③事業者等との連携による見守り強化	市と事業所等との間で結ぶ「ひとり暮らし高齢者等の見守り協定」の取り組みを拡充し、声かけ・見守り体制の更なる充実・強化を図ります。 【担当課等：高齢者支援課外】 《成果》 各新聞販売店（読売/朝日/毎日/西日本）、九州電力福岡南営業所、エフコープ生協、グリーンコープ生協、セブンイレブン・ジャパン、筑紫野郵便局、筑紫ガス（令和2年3月31日現在）と協定を締結しています。



【社会福祉協議会の取り組み】

(1) 災害時や緊急時の見守り活動の推進

平常時からの地域と要支援者等との良好な関係づくりを進めるとともに、大規模な災害発生時や緊急時に備え、見守り体制の整備・強化に努めます。

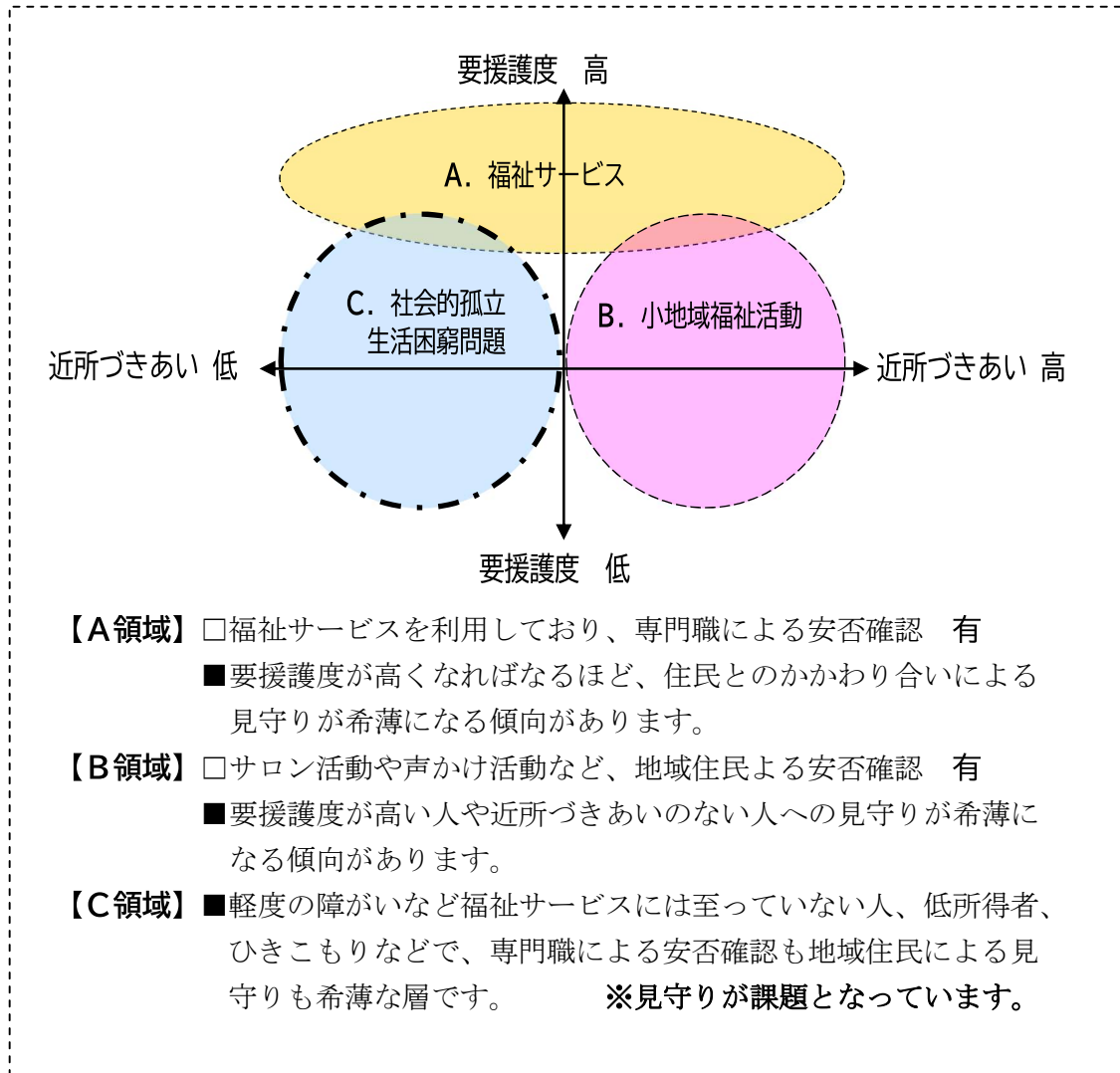
施策・事業	内 容
①災害時や緊急時の見守り体制づくり	平常時からの地域と要支援者等との良好な関係づくりを進めるとともに、災害発生時や緊急時における適切な支援・対応ができるよう、自治会等や民生委員・児童委員、関係機関・団体等が連携・協力した見守り体制の構築に努めます。 《成果》 災害時におけるボランティアセンターの設置・運用マニュアルを作成しました。また、職員を対象とした災害ボランティアセンターの設置・運営訓練をマニュアル作成と併せて実施しています。

(2) 小地域福祉活動の充実・支援

小地域福祉活動の推進を図るため、各地区の活動状況等の把握に努め、必要に応じ支援を行います。また、地域の課題や困りごとなどを気軽に話しあえる場づくりを進めます。

施策・事業	内 容
①小地域福祉活動への支援	サロンの代表者会などを実施し、地域サロン活動に必要な情報提供や運営サポートを行ないます。また、小地域福祉活動への支援が必要な地域や場所へ出向き、サロンを開催するなど、地域課題の発見とサロンが地域に根付くよう働きかけます。 《成果》 サロン同士の情報交換・情報共有を目的にサロン連絡会を実施しています。
②住民懇談会等の開催支援	小地域福祉活動の推進を図るため、地域が主体的に取り組む住民懇談会等の開催を支援します。 《成果》 地域住民への小地域福祉活動への参加協力を呼びかけるため、要望のあった行政区に対して、小地域福祉活動の説明会を実施しています。
③地域の関係団体等への支援	地域福祉を目的とした活動を行う団体等の活性化を図るため、活動費の助成支援などを行います。 《成果》 福祉委員設置行政区及び各いきいきサロンに対して活動費の助成支援を行っています。また、共同募金運動の配分金として、シニアクラブ連合会や婦人会、各ボランティア団体等に対して活動費の助成を行っています。

【見守り支援と要支援の関係図】



【基本施策3】 地域住民の活動拠点の整備と地区間交流を推進する

【地域ができること】

(1) 地域住民の取り組み

○地域で孤立しがちな人々を身近な交流やふれあいの場へ誘います。

(2) 地域全体での取り組み

○趣味サークルや同好会等の活性化を図り、地域住民の交流を促進します。

○関係機関・団体等との連携を図り、地域サロンの運営内容等を充実します。また、未開設の地域は、サロン開設に努めます。

○地域課題等の情報を共有し、身近に話し合える場づくりを進めます。

○地域福祉活動の効果的な推進を図るため、他地区自治会等との情報交流や事業連携に取り組みます。

【市の取り組み】

(1) 地域特性に応じた活動拠点の整備・確保

地域福祉活動を促進するため、地域住民が利用しやすい、身近な活動拠点の整備・活用を進めます。

施策・事業	内 容
①地域の居場所づくりの推進	地域住民が気軽に集い、交流し、絆を深めるとともに、地域の情報交換や安否確認を行い、地域福祉活動につなげていくことができるような居場所づくり活動を支援します。 【担当課等：生活福祉課、生涯学習課外】 《成果》 筑紫野市社会福祉協議会の「いきいきサロン事業」に対して補助金を交付することで、間接的にサロン活動を支援しています。
②地域福祉活動拠点の充実	第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画に基づき、コミュニティセンターの活用を図るとともに、既存公共施設等の整備・改修に努めます。 【担当課等：コミュニティ推進課、生涯学習課外】 《成果》 コミュニティセンター主催講座とコミュニティ運営協議会との事業共催化を図るなど、利用促進の取り組みを行っています。 《課題》 自治公民館の老朽化による改修が増加しています。

(2) 地区間交流の推進

共通する地域課題の解決や地域福祉活動の拡充を図るため、他地区等との情報交流や事業連携を進めます。

施策・事業	内 容
①地区間の交流・連携の推進	地域間で共通する地域課題の解決や地域福祉活動の拡充を図るため、地区や校区などの枠を超えた情報交流や事業連携を推進します。 【担当課等：生涯学習課、危機管理課外】 《成果》 学校、学校教育課、警察、大型店舗、コンビニ、青少年健全育成団体代表、福祉関係、保護司等を会員として青少年連絡会を実施しています。

【社会福祉協議会の取り組み】

(1) だれもが気軽に集える交流の場づくりの推進

住民の声や福祉ニーズを受け止め、だれもが地域の中で気軽に相談し、つどい・交流できるような場づくりを進めます。

施策・事業	内 容
①地域の居場所づくり活動の推進	ひとり暮らしの高齢者などが地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるよう、自治会等や地域団体等が主体的に取り組む地域の居場所づくり活動を支援します。 《成果》 地域で活動する様々な団体等と連携し、地域の高齢者等の生きがいづくりや仲間づくり、介護予防などの拠点として、住民同士の自発的な支えあい活動であるふれあいいきいきサロン活動の推進に取り組んでいます。
②施設等の利用促進	老人福祉センターなどの利用促進を図るため、住民ニーズを踏まえた施設運営に努めます。 《成果》 敬老の日の無料開放など様々なイベントを通じて利用促進を図っています。また、共同募金運動の啓発と推進を目的としたチャリティーカラオケ大会を実施しています。

基本目標 2 様々なニーズを受け止め、 支援するための仕組みづくり

【基本施策1】 生活課題の発見と把握・対応のための基盤をつくる

(1) 民生委員・児童委員及び福祉委員活動の充実

- | | | |
|---------------------------|-----|------|
| ■ 民生委員・児童委員や福祉委員への支援 | 【市】 | 【社協】 |
| ■ 民生委員・児童委員や福祉委員活動等の周知・啓発 | 【市】 | 【社協】 |

(2) 地域課題等の把握・点検

- | | | |
|-----------------|-----|------|
| ■ 地域課題等の把握・分析 | 【市】 | 【社協】 |
| ■ 積極的なアウトリーチの推進 | | 【社協】 |
| ■ 地域点検活動の推進 | 【市】 | 【社協】 |

(3) 地域福祉活動メニューづくりの促進

- | | | |
|--------------------|-----|------|
| ■ 地域福祉活動メニューづくりの促進 | 【市】 | 【社協】 |
|--------------------|-----|------|

(4) 地域まちづくり計画等の支援

- | | | |
|-----------------|-----|------|
| ■ 地域まちづくり計画等の支援 | 【市】 | 【社協】 |
|-----------------|-----|------|

【基本施策2】 きめ細やかな相談・支援体制を充実・強化する

(1) 各種相談・支援事業の充実

- | | | |
|-------------------|-----|------|
| ■ 高齢者の総合的な支援事業の推進 | 【市】 | |
| ■ 地域子育て支援拠点事業の推進 | 【市】 | |
| ■ 障がい者等生活支援事業の推進 | 【市】 | |
| ■ 人権相談擁護事業の推進 | 【市】 | |
| ■ 社会福祉協議会相談事業の推進 | | 【社協】 |

(2) 相談・支援体制の整備・充実

- | | | |
|------------------|-----|------|
| ■ 地域包括ケアシステムの推進 | 【市】 | |
| ■ 相談窓口間における連携の強化 | 【市】 | |
| ■ 職員研修等の充実 | 【市】 | |
| ■ ソーシャルワーク機能の充実 | | 【社協】 |
| ■ 相談員等への支援 | | 【社協】 |
| ■ 地域ネットワークの構築 | | 【社協】 |
| ■ 身近な相談・支援体制の推進 | | 【社協】 |

【基本施策3】 住民の視点に立った情報提供の仕組みをつくる

(1) だれもが理解しやすく、活用しやすい情報の提供

- | | | |
|---------------|-----|------|
| ■ わかりやすい情報の提供 | 【市】 | 【社協】 |
|---------------|-----|------|

(2) 必要時に必要な情報が入手できる仕組みづくりの推進

- | | | |
|---------------------------|-----|------|
| ■ 福祉関連情報の発信・強化 | 【市】 | 【社協】 |
| ■ 地区研修会等での情報提供 | 【市】 | |
| ■ 情報コーナー等の整備・充実 | 【市】 | |
| ■ 地域懇談会等の開催支援 | | 【社協】 |
| ■ 地域広報活動への支援 | | 【社協】 |
| ■ 関係機関・団体、事業者等との連携による情報発信 | | 【社協】 |

【基本施策４】 各種福祉施策・事業の推進と利用者の権利擁護のための仕組みをつくる

（１）各種福祉施策・事業の推進（進行管理）

■高齢者福祉施策の充実	【市】
■障がい者福祉施策の充実	【市】
■子育て支援の充実	【市】
■健康づくりの推進	【市】

地域実態に即した福祉サービスの充実（進行管理）

■地域福祉施策・事業の推進	【社協】
---------------	------

（２）要支援者に対する権利擁護の推進

■権利擁護制度等の普及啓発	【市】	【社協】
■成年後見制度の利用支援	【市】	
■日常生活自立支援事業及び暮らしのサポートセンター事業の推進	【社協】	
■成年後見制度の推進	【社協】	
■苦情処理体制の充実	【市】	【社協】

（３）福祉制度の谷間にある要支援者への支援

■要支援者への支援	【社協】
■新たな福祉サービスの検討	【社協】

虐待、DV防止の取り組み推進

■虐待、DV防止啓発の推進	【市】
■虐待防止の取り組みの充実	【市】
■DV防止の取り組みの充実	【市】

（４）災害時等要援護者の支援体制の整備

■災害時等要援護者支援制度の推進	【市】
■要援護者等に配慮した避難所づくり	【市】
■福祉避難所の確保	【市】
■災害時等要援護者支援のための講習会等の開催	【市】
■災害ボランティアセンターの体制整備	【社協】

（５）孤立しがちな生活困窮者等への自立支援

■相談・支援体制の整備	【市】	【社協】
■要支援者への生活支援	【市】	【社協】

（６）防災・防犯、交通安全等の対策強化

■地域の防災力・防犯力を高める	【市】	
■高齢者等の防犯意識の向上		【社協】
■交通安全対策の推進	【市】	【社協】
■防災・防犯に関する情報提供の充実	【市】	

【基本施策１】 生活課題の発見と把握・対応のための基盤をつくる

【地域ができること】

（１）地域住民の取り組み

- 隣近所の異変や問題に気づいた時は、市や専門機関等に相談・連絡します。
- 民生委員・児童委員や福祉委員の活動に協力します。

（２）地域全体での取り組み

- 民生委員・児童委員や福祉委員が活動しやすい環境づくりを進めるため、様々な機会や場を通じて、活動への理解や協力を促します。
- 地域における福祉活動を効果的かつ計画的に取り組むため、地域課題や社会資源を調査・点検し、地域まちづくり計画等の取り組みを進めます。

【市の取り組み】

（１）民生委員・児童委員及び福祉委員活動の充実

民生委員・児童委員や福祉委員の役割や活動について、地域住民への理解と協力を促すとともに、委員活動に必要な情報や研修機会の提供に努めます。

施策・事業	内 容
①民生委員・児童委員や福祉委員への支援	民生委員・児童委員や福祉委員が活動しやすい環境づくりを推進するため、必要な情報提供や研修機会の充実に努めます。 【担当課等：生活福祉課外】 《成果》 新任の民生委員・児童委員に対し、研修会を開催しています。
②民生委員・児童委員や福祉委員活動等の周知・啓発	民生委員・児童委員や福祉委員活動について、市民の理解を深め、積極的な協力を得ることができるよう、様々な機会や場を活用し、その役割等の周知・啓発に努めます。 【担当課等：生活福祉課外】 《成果》 5月12日の「民生委員・児童委員の日」に合わせて、毎年5月1日号の広報で民生委員・児童委員の役割や活動について市民に周知・啓発しています。

(2) 地域課題等の把握・点検

地域福祉活動を効果的に進めていくため、地域の現状・課題や社会資源の点検・調査を行います。

施策・事業	内 容
①地域課題等の把握・分析	地域住民や関係者が集まる懇談会や交流事業などを通して、地域の福祉ニーズや生活課題の把握と分析に努めます。 【担当課等：生活福祉課、子育て支援課外】 《成果》 出前講座時に、地域の意見や要望を聞いています。
②地域点検活動の推進	自分たちが暮らす地域の良さや課題等を再確認し、地域福祉の更なる充実を図ることができるよう、地区内の危険箇所や社会資源等の点検活動を働きかけます。 【担当課等：生活福祉課、危機管理課外】 《成果》 水防協議会（年1回）開催の際、地元消防団と水防危険箇所の確認を行っています。 《課題》 出前講座があることの周知を徹底し、地域に入ることにより今後も地域の危険箇所や要援護者の把握について働きかける必要があります。

(3) 地域福祉活動メニューづくりの促進

複雑・多様化する地域課題や福祉ニーズに応じていくため、地域の福祉活動メニューづくりの促進に努めます。

施策・事業	内 容
①地域福祉活動メニューづくりの促進	複雑・多様化する地域課題等に応じていくため、支援が必要な高齢者や障がい者などの声を反映した新たな地域福祉活動メニューづくりを促進します。 【担当課等：生活福祉課、健康推進課外】 《成果》 カミリーヤフェスティバル実行委員会の開催時に各福祉団体等の代表者と活発な意見交換を行っています。

(4) 地域まちづくり計画等の支援

地域における組織的かつ計画的な福祉活動の推進を図るため、地域まちづくり計画等の取り組みを支援します。

施策・事業	内 容
①地域まちづくり計画等の支援	コミュニティにおける地域福祉の効果的な推進を図るため、様々な福祉ニーズを持つ住民の声や福祉関係者等の参加・参画を求めながら、地域の社会資源を活かした地域まちづくり計画等を支援します。 【担当課等：生活福祉課、コミュニティ推進課外】 《成果》 コミュニティ運営協議会による地域まちづくり計画の策定を支援しました。

【社会福祉協議会の取り組み】

(1) 民生委員・児童委員及び福祉委員活動の充実

委員活動に必要な情報や研修機会の提供を行うなど、民生委員・児童委員や福祉委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

施策・事業	内 容
①民生委員・児童委員や福祉委員への支援	民生委員・児童委員や福祉委員が活動しやすい環境づくりを推進するため、必要な情報提供や研修機会の充実に努めます。 《成果》 民生委員・児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動が行えるよう、連合会の組織運営のための理事会、定例会等の開催や研修等における関係機関との連絡調整について協力支援を行っています。また、福祉委員活動の支援としては、小地域福祉活動の情報提供及び情報交換の場として全福祉委員を対象とした研修会を実施しています。
②民生委員・児童委員や福祉委員活動等の周知・啓発	民生委員・児童委員や福祉委員活動について、市民の理解を深め、積極的な協力を得ることができるよう、様々な機会や場を活用し、その役割等の周知・啓発に努めます。 《成果》 広報誌やホームページ等を通じて、民生委員・児童委員及び福祉委員の活動についてのPR・啓発を行っています。



(2) 地域課題等の把握・点検

様々な福祉ニーズをもつ地域住民の参加・参画を促しながら、地域の危険箇所や社会資源の点検・調査を行います。

施策・事業	内 容
①地域課題等の把握・分析	地域サロンや地域懇談会などへの参加を通じ、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握・分析に努めます。 《成果》 生活支援コーディネーターを中心に、行政や地域包括支援センター等と連携しながら、多様な主体による地域活動の情報及び課題の把握に取り組むとともに、課題解決に向け自由な意見交換や検討ができる場である「第1層協議体」を設置しています。
②積極的なアウトリーチの推進	積極的なアウトリーチ活動を展開し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題等の発見・把握に努めます。 《成果》 筑紫南及び御笠コミュニティにおいて、地域活動や生活にかかる相談窓口といった社会資源の可視化と支えあいのまちづくりの一助を目的とし、「地域版社会資源情報誌（紙）」をコミュニティ運営協議会協働のもと作成しています。
③地域点検活動の推進	自分たちが暮らす地域の良さや課題等を再確認し、地域福祉の更なる充実を図ることができるよう、地区内の危険箇所や社会資源等の点検活動を働きかけます。 《成果》 認知症の方に対する声かけ訓練や防災訓練などの開催を通じて、地区内の危険箇所の把握や新たな人材やボランティア及び社会資源を発掘するきっかけ作りの支援を行っています。

(3) 地域福祉活動メニューづくりの促進

複雑・多様化する地域課題や福祉ニーズに応じていくため、地域の福祉活動メニューづくりの促進に努めます。

施策・事業	内 容
①地域福祉活動メニューづくりの促進	複雑・多様化する地域課題等に応じていくため、支援が必要な高齢者や障がい者などの声を反映した新たな地域福祉活動メニューづくりを促進します。 《成果》 地域福祉課題を把握し、新たな活動メニューづくりを促進することを目的に、生活支援コーディネーター等によるアウトリーチによって様々な地域活動の把握と課題分析に取り組んでいます。また、地域包括ケア推進会議等に於いてコミュニティ内での地域活動状況の把握や他地区への啓発、新たな取り組み実施に向けた体制整備に取り組んでいます。

(4) 地域まちづくり計画等の支援

地域福祉活動の計画的な取り組みを推進するため、地区住民や関係機関・団体等の参加・参画による地域まちづくり計画等の取り組みを支援します。

施策・事業	内 容
①地域まちづくり計画等の支援	コミュニティにおける地域福祉の効果的な推進を図るため、様々な福祉ニーズを持つ住民の声や地域で活動する様々な福祉関係者の参加・参画を求めながら、地域の社会資源を活かした地区の地域まちづくり計画等を支援します。 《成果》 コミュニティ運営協議会による地域まちづくり計画の策定を支援しました。 各コミュニティ運営協議会における地域まちづくり計画等の推進を目的に、コミュニティや健康福祉部会等の学習会・地域包括ケアシステム等の説明会の開催支援に取り組んでいます。また、コミュニティ等が実施する学習会や福祉リーダー育成研修・認知症支援訓練などへの参加を通じ支援に取り組んでいます。



【基本施策２】 きめ細やかな相談・支援体制を充実・強化する

【地域ができること】

（１）地域住民の取り組み

○日頃から福祉サービス情報や相談窓口の把握に心がけます。

（２）地域全体での取り組み

○地域のネットワークを築き、日常的な活動を通じて把握された地域課題等の情報共有等に努めます。

○地域だけでは対応できない相談について、専門機関等につなぎます。

○自治会等においてボランティアの募集や支援組織づくりに努めます。

○サロン活動や懇談会等を活用し、気軽に相談できる環境づくりに努めます。

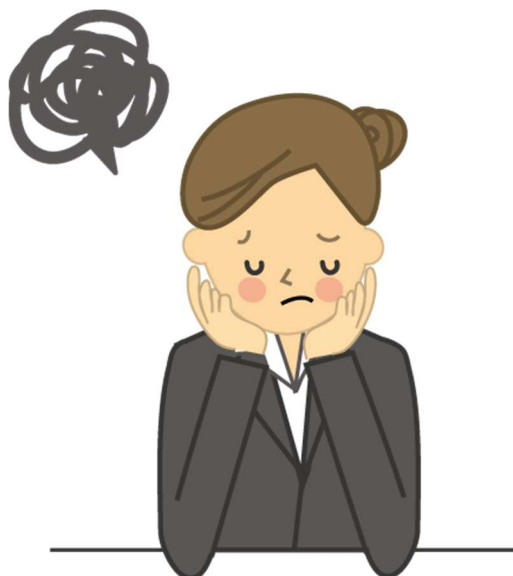
【市の取り組み】

（１）各種相談・支援事業の充実

関係機関・団体等との連携を強化し、各種相談・支援事業の充実を図ります。

施策・事業	内 容
①高齢者の総合的な支援事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう支援する中核機関として、地域包括支援センターの機能の強化を図り、総合的な支援事業を推進します。 【担当課等：高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課外】 《成果》 市内４箇所の地域包括支援センターは、高齢者を中心とした総合的な相談場所として、様々な相談に対応しています。健康推進課の保健師、管理栄養士、健康運動指導士等の専門職が、高齢者の健康づくりに関する様々な相談に応じています。
②地域子育て支援拠点事業の推進	子育て支援センターやつどいの広場など、身近な地域で気軽に相談できる場に加え、妊娠・出産・育児についての相談窓口として子育て世代包括支援センターを開設し、関係機関との連携を図りながら妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。 【担当課等：子育て支援課、保育所外】 《成果》 子育て支援センター事業では、子育てに関する情報提供や育児相談を行い、就学前の子どもに遊びや交流の場を提供しています。 また、集いのひろばでは、育児相談や講習会等を行い身近な地域で親子が集う交流の場を提供しています。 子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から相談や支援を行っています。

③障がい者等生活支援事業の推進	障がい者やその家族等が抱える課題やニーズに対する相談に応じ、必要な情報の提供や生活支援を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関・団体等との連携調整、権利擁護のための必要な援助を行います。 【担当課等：生活福祉課、学校教育課外】 《成果》 生活福祉課障がい者福祉担当内に相談員及び手話通訳者を配置し、各種相談対応や情報提供を行うとともに、自立支援協議会各部会等において、事例検討や情報提供を行い、関係機関との連携強化と資質向上を図っています。 身体障がいや発達障がいがある児童生徒の就学に関し、特別支援教育専任の指導主事を配置して、相談体制の充実を図っています。
④人権相談擁護事業の推進	市民の人権擁護を図るため、人権擁護委員による定例人権相談所や女性センター相談室などの周知に努めるとともに、「子どもの人権 110 番」など、子どもの人権相談事業を推進します。 【担当課等：人権政策・男女共同参画課外】 《成果》 人権擁護委員について、定例人権相談所、街頭啓発、生涯学習フェスティバルにおけるステージ発表等により周知を図っています。



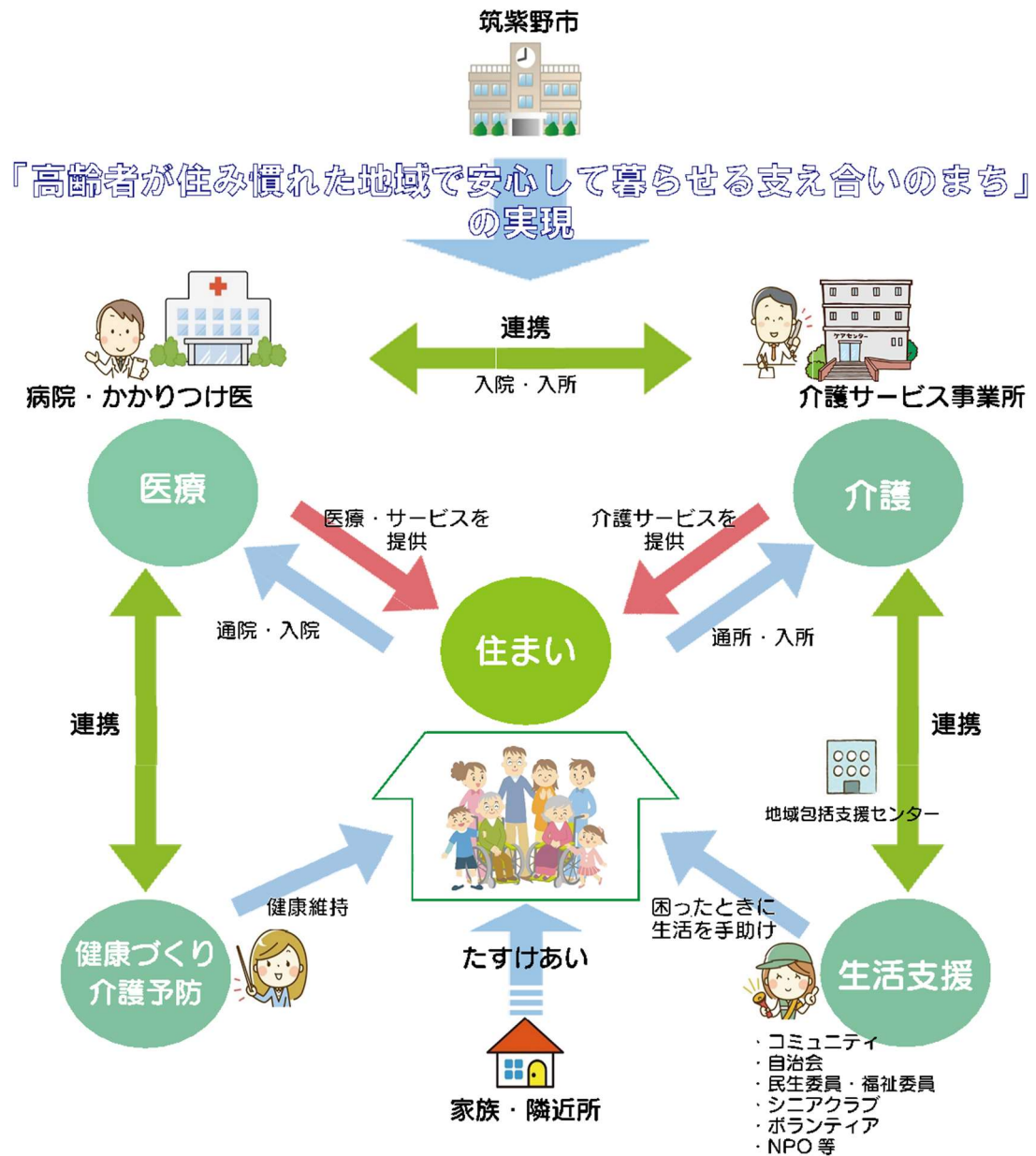
(2) 相談・支援体制の整備・充実

様々な福祉ニーズに的確に対応できるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

施策・事業	内 容
①地域包括ケアシステムの推進	高齢社会の進展を踏まえ、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される包括的な支援・サービス提供体制の充実に努めています。 【担当課等：高齢者支援課外】 《成果》 地域の多様な主体との連携及び協議の場である地域包括ケア推進会議の他、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を中心とした支え合いの仕組みづくりについて協議する「つくしネット筑紫野」を設けるとともに、地域の実情に応じた推進を検討するためにコミュニティ運営協議会との協議の場を設けるなどし、市民力・地域力を活かしたまちづくりに努めています。
②相談窓口間における連携の強化	民生委員・児童委員などの身近な相談窓口と専門機関等の相談窓口との連携を強化し、要援護者の見守りや支援体制の充実に努めます。 【担当課等：保護課、高齢者支援課、子育て支援課外】 《成果》 地域サロンや介護予防に資する取り組みを通じて、民生委員・児童委員や福祉委員、運動サポーター等と連携を図っています。地域包括支援センターの重要業務である高齢者の実態把握活動は行政区の民生委員・児童委員と連携して行っています。 福祉事務所に設置している家庭児童相談室を中心に関係機関と連携を図り、必要に応じて個別ケース会議を開催し、要保護児童の支援及び見守りを行っています。
③職員研修等の充実	専門職員としての資質・能力を高め、相談窓口サービスの向上を図るため、職員研修等の充実を図ります。 【担当課等：人事課、保護課外】 《成果》 福岡県市町村職員研修所や全国市町村国際文化研修所等が主催する専門研修や階層別研修に職員を派遣しています。

【筑紫野市における地域包括ケアシステムのイメージ図】

(参考：筑紫野市高齢者福祉計画/第8期介護保険事業計画より)



※上記の施策は、認知症の人やその家族の視点を重視しながら推進することを基本とします。

【社会福祉協議会の取り組み】

(1) 各種相談・支援事業の充実

関係機関・団体等との連携を強化し、社会福祉協議会で実施する相談・支援事業の充実を図ります。

施策・事業	内 容
①社会福祉協議会相談事業の推進	社会福祉協議会が実施する各種相談事業を周知するとともに、関係専門機関等との連携・強化を図り、相談事業の充実に努めます。 《成果》 市の設置する困りごと相談窓口等と連携し、生活困窮者に対する生活福祉資金貸付制度の周知や申請手続き支援を行います。また、民生委員児童委員連合会と協力して結婚相談窓口を開設し、お見合いやイベントなどを通じ市民の婚活支援を行いました。介護分野では「筑紫野市介護を考える家族の会」の協力のもと、介護相談窓口を開設し、相談に応じています。

(2) 相談・支援体制の整備・充実

様々な福祉ニーズに的確に対応できるよう、こまやかな相談・支援体制の充実を図ります。

施策・事業	内 容
①ソーシャルワーク機能の充実	生活課題を抱える方に対する個別支援の強化を図るため、職員のコミュニティソーシャルワーク技術や相談援助技術等の内部研修を強化するとともに、その機能・体制のあり方等を研究・検討します。 《成果》 生活困窮や認知症等により日常金銭管理等に不安がある方など生活課題を抱えた方の個別支援技術向上のため、先進地区への視察や研修を行っています。
②相談員等への支援	複雑・多様化する福祉課題等に対応できるように、業務に必要な研修機会や福祉情報の提供を図るなど、相談員等への支援に努めます。 《成果》 近隣の社会福祉協議会や各種相談窓口等と情報交換・情報共有に取り組んでいます。
③地域ネットワークの構築	小地域福祉活動等を通じて発見された地域課題の解決を図るため、生活支援コーディネーターとの連携等により、地域の様々な関係機関・団体等が必要な情報を共有し、総合的かつ継続的な視野で検討していくためのネットワークづくりを進めます。 《成果》 サロンへの訪問やサロン連絡会・福祉委員研修会においてのアンケートなどから福祉課題を把握し、関係機関との連携を図りながら課題解決に向けての支援を行っています。

④身近な相談・支援体制の推進

地域サロンなど、地域の身近な交流の場において、日常生活での悩みや心配ごとなどを気軽に相談できるようなシステムづくりを進めます。

《成果》

地域サロンへの訪問やサロン連絡会等において地域住民の課題や悩み等について相談に応じると共に、民生委員等の協力のもと、各種相談事業を展開し、広く住民からの相談に応じています。



【基本施策3】 住民の視点に立った情報提供の仕組みをつくる

【地域ができること】

(1) 地域住民の取り組み

- 広報や回覧板等を確認するよう心がけます。
- 市や社会福祉協議会が提供する福祉情報等を効果的に活用します。

(2) 地域全体での取り組み

- 住民同士で地域情報を伝え合い、共有できるような環境づくりを進めます。
- 回覧板などを効果的に活用し、地域の福祉活動など周知に努めます。
- 情報を得にくい人に対する情報提供のあり方等を工夫・支援します。

【市の取り組み】

(1) だれもが理解しやすく、活用しやすい情報の提供

利用者の立場や特性などに配慮した、わかりやすく、活用しやすい情報の提供を行います。

施策・事業	内 容
①わかりやすい情報の提供	利用者の立場や特性などに配慮し、だれもがわかりやすい福祉情報を提供することができるよう、広報やホームページなどの更なる充実に努めます。 【担当課等：秘書広報課、生活福祉課、子育て支援課外】 《成果》 単身の視覚障がい者もしくは視覚障がい者のみの世帯に対し、広報を音訳したカセットテープの配付を行う「声の広報」を実施しています。 市ホームページの各種子育て関連情報に容易にアクセスできるよう「ちくしの市子育てねっと」を公開し、住民視点の情報提供に努めています。 《課題》 市ホームページへのアクセス数が増えるための改善を進めます。

(2) 必要時に必要な情報が入手できる仕組みづくりの推進

だれもが必要な情報を的確に入手できるよう、関係機関・団体等との連携や様々な媒体の活用を図り、効果的な情報提供・発信を行います。

施策・事業	内 容
①福祉関連情報の発信・強化	ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用するとともに、地域の関係機関・団体等との連携を図り、重層的かつ効果的な情報の提供・発信に努めます。 【担当課等：生活福祉課、高齢者支援課、子育て支援課外】 《成果》 広報、ホームページ、SNSなどの効率的な広報手段を活用しています。

②地区研修会等での情報提供	地域が主催する研修会や懇談会などの場に関係職員が出向くなど、アウトリーチによる福祉情報の提供を行います。 【担当課等：生活福祉課外】 《成果》 必要に応じて各コミュニティや関係団体に出向き、説明会や出前講座等を行っています。
③情報コーナー等の整備・充実	だれもが必要な福祉情報を気軽に入手できるよう、公共施設の情報コーナー等の充実を図っています。 【担当課等：健康推進課、子育て支援課、生涯学習課外】 《成果》 カミリーヤにて、市保健事業の案内及び健康関連のパンフレット等の設置・配布等による情報提供を行っています。 子育て支援に関する情報紙等を窓口に置き、ポスターを掲示しています。 学習情報プラザ内ビデオコーナーに福祉関係のビデオ・DVDを23本設置し、無料で視聴できます。

【社会福祉協議会の取り組み】

(1) だれもが理解しやすく、活用しやすい情報の提供

利用者の立場や特性などに配慮した、わかりやすく、活用しやすい情報の提供を行います。

施策・事業	内 容
①わかりやすい情報の提供	だれもがわかりやすい福祉情報を提供することができるよう、利用者の立場や特性などに配慮しながら、「ちくしの福祉だより」やホームページなどの更なる充実に努めます。 《成果》 広報誌「福祉だより」の発行にあたっては「福祉だより編集委員会」を実施し、福祉委員をはじめ市民からの意見を取り入れた広報誌づくりに取り組んでいます。

(2) 必要時に必要な情報が入手できる仕組みづくりの推進

関係機関・団体等との連携を図り、効果的な情報提供・発信を行います。

施策・事業	内 容
①福祉関連情報の発信・強化	福祉サービス利用者の立場に立った広報やホームページづくりを進めるとともに、自治会等や関係機関・団体等との連携を強めながら、福祉関連情報の発信・強化に努めます。 《成果》 地域住民にとってより親しみやすく利用しやすいホームページや広報づくりのため、福祉だより編集委員会をはじめ広く市民からの意見・要望を受けると共に、ホームページに於いては、定期的な更新による最新の情報発信に努めます。
②地域懇談会等の開催支援	地域における福祉ニーズや生活課題などの把握を促し、地域住民同士の情報共有を図ることができるよう、地域が主体的に開催する懇談会等の取り組みを支援します。 《成果》 コミュニティ運営協議会や健康福祉部会等の協力のもと、地域包括ケアシステムの啓発や地域での取り組みや社会資源、課題・ニーズの共有などを目的と支えあい学習会をコミュニティ単位で実施しています。

③地域広報活動への支援	地域住民が、福祉サービスや地域課題、地域福祉を取り巻く最新情報などを的確に把握できるよう、地域で取り組む広報活動等を支援します。 《成果》 サロンや福祉委員設置行政区に対しては、広報活動費を含む活動費の助成を行うと共に、民間助成団体からの助成情報の提供や、申請手続きの支援にも併せて取り組んでいます。
④関係機関・団体、事業者等との連携による情報発信	福祉サービスの利用や地域福祉活動を推進するうえで、様々な社会資源を効果的に活用できるよう、関係機関・団体、事業者等との連携した情報提供・発信に努めます。 《成果》 関係機関、団体等から発進される情報について、隣組長会やサロン連絡会・福祉委員研修会・民生委員児童委員協議会等において各種福祉情報の周知・発進等を行っています。



【基本施策4】 各種福祉施策・事業の推進と利用者の権利擁護のための仕組みをつくる

【地域ができること】

（１）地域住民の取り組み

- ごみ出しや買い物など、ご近所同士での助けあいに協力します。
- 地域で行う防災訓練などに積極的に参加します。
- 地域で孤立しがちな人に対し、地域サロンなどの交流の場を紹介します。
- 虐待等を発見した場合には、速やかに適切な専門機関へ通報します。
- 権利擁護に関する学習会や研修会へ積極的に参加します。

（２）地域全体での取り組み

- 住民同士の交流やふれあいを促す場や機会づくりに努めます。
- 地域での見守りを強化し、安心して生活できる地域づくりを進めます。
- 講演会等への参加を促し、DVや虐待などを防げる地域づくりに努めます。
- 関係機関・団体等と連携し、災害時等要援護者の把握と支援に努めます。
- 地域における生活困窮世帯等の情報把握に努め、必要な支援につなぎます。
- 成年後見制度の周知・啓発を図るため、関連講座等への受講を呼びかけます。
- 様々な地域課題への対策やしきみづくりに取り組みます。

【市の取り組み】

（１）各種福祉施策・事業の推進（進行管理）

健康・福祉関連計画等に基づく施策・事業の推進を図るとともに、その成果・課題等の整理・分析に努めます。

施策・事業	内 容
①高齢者福祉施策の充実	「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、認知症支援策をはじめとした医療・住まい・介護・健康づくり・介護予防・生活支援などの地域支援事業の充実に努め、効果的な高齢者福祉の推進を図ります。 【担当課等：高齢者支援課】 《成果》 平成30年度より「筑紫野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づいた取り組みを行っています。
②障がい者福祉施策の充実	「障がい者福祉長期行動計画」「障がい福祉計画」に基づき、障がい者福祉サービスを充実するとともに、相談支援事業や地域生活支援事業の充実に努めます。 【担当課等：生活福祉課】 《成果》 第5期筑紫野市障がい福祉計画に基づき、相談支援事業所や地域生活支援事業所の指定を行っています。

③子育て支援の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備の推進などに努めます。 【担当課等：子育て支援課】 《成果》 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に基づき、事業の推進を図っていきます。
④健康づくりの推進	「健康ちくしの21」等に基づき、保健増進のためのサービス等を充実するとともに、様々な世代が主体的に取り組む、地域での健康づくり活動を推進します。 【担当課等：健康推進課】 《成果》 健康づくり推進協議会及び健康ちくしの21推進委員会を開催し、計画の進捗状況の確認及び検証を行い、保健事業の推進に努めています。

(2) 要支援者に対する権利擁護の推進

福祉サービスを安心して利用できるよう相談や苦情対応に努めるとともに、権利擁護の体制づくりを進めます。

施策・事業	内 容
①権利擁護制度等の普及啓発	市民や福祉サービス事業者などに対し、権利擁護に関する制度や仕組みについて広く周知・啓発を行い、権利擁護制度等の利用促進を図ります。 【担当課等：高齢者支援課、生活福祉課外】 《成果》 地域包括支援センターでは、毎月1回は消費生活センターから消費者被害に関する最新情報を得よう努め、地域サロンやシニアクラブにおいて健康教室等を行う際に注意喚起の呼びかけを行っています。また、適宜、消費生活センターと情報交換を実施し、連携した対応ができるよう努めています。
②成年後見制度の利用支援	認知症高齢者等、判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見の申し立てを行う親族がいない人に対する市長申請など、制度利用に伴う様々な相談対応・支援に努めます。 【担当課等：高齢者支援課、生活福祉課外】 《成果》 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族等が、成年後見制度等について気軽に相談出来るよう市民相談会を市主催で実施しています。
③苦情処理体制の充実	福祉サービスに関する苦情に対し、適切な対応と早期解決を図るため、担当課等の苦情処理機能や体制を充実するとともに、苦情に関する情報の共有化など、苦情の発生を未然に防ぐための対策を進めます。 【担当課等：生活福祉課、総務課、保育所外】 《成果》 毎月開催している定例行政相談会により、必要に応じて相談者と担当部署との仲介を行っています。 公立保育所においては、第三者委員会を開催し、苦情に関する情報を共有しています。

(3) 虐待、DV防止の取り組み推進

虐待やDV防止の推進に向け、啓発活動や相談体制などの強化を図ります。

施策・事業	内 容
①虐待、DV防止啓発の推進	虐待、DVの防止と早期発見・早期対応を図るため、研修会等を開催・充実するとともに、啓発冊子の作成・配布を行うなど、市民啓発の推進に努めます。 【担当課等：高齢者支援課、人権政策・男女共同参画課外】 《成果》 筑紫女学園大学との協働により、デートDV防止啓発イベントを実施しています。
②虐待防止の取り組みの充実	地域包括支援センターや市要保護児童対策地域協議会などの相談・支援体制等を充実するとともに、関係機関・団体等と情報共有を図りながら、虐待防止の取り組みを推進します。 【担当課等：高齢者支援課、保護課、子育て支援課外】 《成果》 通報を受理した際には、必ず市独自マニュアルに沿って対応し、関係機関・団体等とチームを組み、終結に向けて取り組んでいます。
③DV防止の取り組みの充実	市女性センター相談室等の周知に努めるとともに、関係機関・団体等との連携を図り、DV被害者に対して迅速かつ適切な支援を行います。 【担当課等：人権政策・男女共同参画課外】 《成果》 DV相談に対しては、必要に応じて関係機関や市役所内の関係各課と連携を図りながら支援しています。

(4) 災害時等要援護者の支援体制の整備

災害時等要援護者支援制度の周知・啓発を図るとともに、災害時における要援護者の安否確認体制や避難場所などの整備を推進します。

施策・事業	内 容
①災害時等要援護者支援制度の推進	災害時等要援護者支援制度の周知・啓発に努めるとともに、災害時等における迅速な安否確認や円滑な支援活動を行うため、地域と要援護者情報を共有するなど、支援体制の整備推進を図ります。 【担当課等：生活福祉課、高齢者支援課、危機管理課外】 《成果》 災害時等要援護者支援制度と在宅福祉サービスとの連携など、地域からの問い合わせに対応し、また、制度のチラシを掲示することにより周知に努めています。 《課題》 見守り活動や地域コミュニティとの連携により、本事業を推進する必要があります。
②要援護者等に配慮した避難所づくり	避難所生活における介護者の配置や生活物資の供給など、要援護者等に配慮した避難所のあり方等を検討・研究します。 【担当課等：生活福祉課、危機管理課、生涯学習課外】 《成果》 要援護者等避難者に対し、配慮したあり方の検討/研究を行っています。 《課題》 事業者との間で物資救援に関する協定の締結を進めることで避難所における物資供給手段の多様化に努める必要があります。

③福祉避難所の確保	福祉避難所として利用可能な民間施設等との事前協議を進めるなど、身近な地域における福祉避難所の確保に努めます。 【担当課等：生活福祉課、危機管理課外】 《成果》 「カミーリヤ」を福祉避難所として位置づけています。 《課題》 福祉避難所についての情報提供を行っていく必要があります。
④災害時等要援護者支援のための講習会等の開催	要援護者に対する基礎的な対応や、災害発生時を想定した地域での支援体制を整えることができるよう、その技術的助言や講習会等の開催など、自主防災組織等への支援に努めます。 【担当課等：生活福祉課、高齢者支援課、危機管理課外】 《成果》 災害時等要援護者支援制度について出前講座を行っています。 《課題》 出前講座があることを周知し、今後も継続して出前講座を行う必要があります。

(5) 孤立しがちな生活困窮者等への自立支援

生活困窮者等の自立支援を図るため、相談・支援体制等の整備を推進します。

施策・事業	内 容
①相談・支援体制の整備	生活困窮者等の自立支援を行うため、多様な機関・関係者による具体的な支援策等を調整し、必要に応じ地域関係者との連携・協働を図るなど、包括的な相談・支援体制づくりを進めます。 【担当課等：保護課外】 《成果》生活困窮者からの相談に対応し、必要な情報提供及び助言を行うとともに、本人同意に基づき関係支援機関等と連携して個々の困窮に応じた支援計画を策定することにより、生活困窮者の自立の促進を図っています。 《課題》 「子どもの貧困対策」、「ひきこもり対策」として、地域福祉計画等推進庁内委員会で協議の場を設け、今後庁内連携を図ることとしたため、筑紫野市の現状の分析、課題の抽出等の検討を進める必要があります。
②要支援者への生活支援	離職等により住宅を喪失する恐れが高い人の相談に応じ、住居確保給付金の支給を行うなど、対象者の抱える課題に即した包括的・継続的な支援策を推進するとともに、新たな施策等の研究・検討を行います。 【担当課等：保護課、子育て支援課、学校教育課外】 《成果》 生活困窮者のうち離職、またはこれに準ずるものとして経済的に困窮し、居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったもので、自立相談支援機関が就職活動を支援しながら住居を失うおそれのあると認められたものに家賃相当分を支給しています。 ひとり親世帯の生活の安定、自立の促進を図るため「高等職業訓練促進給付金等事業」及び「自立支援教育訓練給付金支給」を実施しています。 低所得者層の児童生徒の就学費用の負担を軽減するため、就学援助を実施しています。

（６）防災・防犯、交通安全等の対策強化

地域住民に対し、防災・防犯、交通安全等の意識高揚を図るとともに、地域において主体的に取り組まれている事業活動等を支援します。

施策・事業	内 容
①地域の防災力・防犯力を高める	地域住民の防災・防犯意識の高揚を図るため、講座や研修会などを通じ、必要な知識や情報を提供するとともに、自主防災・防犯組織の活動支援を行い、地域の防災力・防犯力の向上に努めます。 【担当課等：危機管理課外】 《成果》 すべての行政区において自主防災組織を設置しています。
②交通安全対策の推進	交通事故から子どもや高齢者などを守るため、関係機関・団体等との連携を強化し、交通安全教室の開催や見守り活動の充実を図るなど、交通安全対策の取り組みを推進します。 【担当課等：危機管理課外】 《成果》 市内各小学校で交通安全教室を実施しています。
③防災・防犯に関する情報提供の充実	ハザードマップの活用を促すとともに、防災・防犯情報の迅速かつ的確な提供・発信に努めます。 【担当課等：危機管理課外】 《成果》 ハザードマップ作成時に、市内全世帯にハザードマップを配布しています。また、ホームページ上で公開するとともに、転入者にも配布しています。 《課題》 災害時の情報収集としてパソコン・携帯電話等のインターネットが利用できない市民向けに固定電話等による情報発信登録制度「テレフォンサービス」を行っていますが、登録者数の増加に向けて、普段から非常時の対応を各世帯で考えられるよう啓発を継続するとともに、非常時の情報収集手段の拡充に努めます。



【社会福祉協議会の取り組み】

(1) 地域実態に即した福祉サービスの充実 (進行管理)

地域の実態に即した地域福祉施策・事業の推進を図るとともに、その成果や課題などの整理・分析に努めます。

施策・事業	内 容
①地域福祉施策・事業の推進	「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域の実態に即した福祉サービス等の提供・推進に努めるとともに、その成果や課題などを踏まえながら、地域福祉施策・事業の更なる充実を図ります。 《成果》 地域の福祉ニーズの把握や情報収集に取り組んでいます。

(2) 要支援者に対する権利擁護の推進

権利侵害を受けやすく、日常的な金銭管理等を行うことが困難な人が、各種権利擁護制度に結びつくよう支援します。

施策・事業	内 容
①権利擁護制度等の普及啓発	福祉制度の谷間にある人や権利侵害を受けやすいと思われる人が、権利擁護制度等につながっていけるよう、関係者等への情報提供を行うとともに、研修会等を通して普及啓発に努めます。 《成果》 市及び地域包括支援センター、消費生活センター等と連携し、情報提供を行うと共に、関係機関へパンフレットの配布・事業説明及びホームページにおいての啓発等を行っています。
②日常生活自立支援事業及び暮らしのサポートセンター事業の推進	認知症高齢者等、判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類預かりなどを行います。 《成果》 判断能力が不十分な方が安心して地域での生活が継続できるよう、生活支援員による日常的な金銭管理等の支援を行っています。
③成年後見制度の推進	成年後見制度における法人後見活動の充実を図ります。 《成果》 認知症などにより意思決定が困難な方の判断能力を補うため、社協が法人後見人・保佐人及び補助人となることにより本人が安心して生活できるよう支援を行っています。
④苦情処理体制の充実	福祉サービスに関する苦情に対し、適切な対応と早期解決を図るため、苦情処理機能や体制などを充実するとともに、苦情に関する情報の共有化など、苦情の発生を未然に防ぐための対策を進めます。 《成果》 関係機関との連携や内部での研修・情報共有を行い、適切な苦情への対応及び早期解決に取り組んでいます。

(3) 福祉制度の谷間にある要支援者への支援

福祉制度の谷間にあって十分に福祉サービスを受けられない人々への支援を行います。

施策・事業	内 容
①要支援者への支援	福祉制度の谷間にあって生活課題を抱える人への支援を行うため、地域住民や多様な職種（関係者）による福祉ネットワークの形成や社会資源などの開発に努めます。 《成果》 生活支援コーディネーター（第1層）を設置し、関係機関とのネットワークづくりや既存の社会資源や不足する社会資源の把握に取り組んでいます。
②新たな福祉サービスの検討	福祉ニーズや地域課題などの把握・分析を行い、地域の実態に即した新たな福祉サービスの研究・検討を行います。 《成果》 関係機関と連携しながら課題解決に向けた検討及び相談支援を行っています。

(4) 災害時等要援護者の支援体制の整備

災害時における要援護者の安否確認や円滑な避難活動を行うことができるよう、地域住民や関係機関・団体等の連携を促すとともに、ボランティア活動の支援体制を強化します。

施策・事業	内 容
①災害ボランティアセンターの体制整備	災害時において、迅速な災害ボランティアセンター設置ができるよう、関係機関・団体等との連携を図り、災害を想定した設置訓練や研修を行うとともに、災害ボランティアの育成・支援のための体制づくりに努めます。 《成果》 平成 28[2016]年の熊本地震、平成 29[2017]年度の九州北部豪雨災害等における被災地の災害ボランティアセンター支援の経験や他市町の災害ボランティアセンター運営マニュアルを参考に、災害時のボランティアセンター設置やボランティアの育成・支援体制づくりについての研究・検討を行い、筑紫野市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成しています。

(5) 孤立しがちな生活困窮者等への自立支援

生活困窮者等に対する自立支援を図るため、相談・支援体制等の整備を推進します。

施策・事業	内 容
①相談・支援体制の整備	生活困窮者等継続的な支援が必要な人を総合的に支援するため、身近な地域での相談や見守り活動を充実し、必要に応じ専門機関等へつなぐなど、重層的な支援ネットワークを推進します。 《成果》 行政や県社会福祉協議会等と連携し、弁護士、民生委員・児童委員等からの協力のもと、生活困窮者に対する総合的な支援や見守り活動に取り組んでいます。

②要支援者への生活支援	相談に応じ生活福祉資金等の貸付を行うなど、生活困窮者等への生活支援を行います。 《成果》 離職者や低所得者、障がい者世帯、母子世帯等の支援が必要とする世帯に対し、経済的自立と生活意欲向上を図ることを目的に必要な資金についての申請手続き等の支援を行っています。また、緊急に生活資金の援助が必要とされる世帯に対しては、市及び民生委員・児童委員の協力のもと、無利子のつなぎ資金の貸付を併せて行っています。
--------------------	--

（６）防災・防犯、交通安全等の対策強化

防災・防犯や交通安全などに対する意識啓発を図るとともに、地域において自主的に取り組まれている事業活動等を支援します。

施策・事業	内 容
①高齢者等の防犯意識の向上	高齢者等を狙った悪徳商法の被害を未然に防止するため、消費生活講座の開催やサロン活動などを通じ、高齢者等への周知啓発を行い、防犯意識の向上を図ります。 《成果》 県や市、警察等の協力のもと、被害状況の把握や新しい手口の情報などの情報収集を行い、サロンや福祉委員研修会、民生委員児童委員協議会などにおいて周知・啓発を行っています。
②交通安全対策の推進	交通事故から子どもや高齢者などを守るため、地域や学校、家庭などと連携した見守り活動等を推進します。 《成果》 地域で行われる安全・防犯活動への活動助成を行い、地域での子どもや高齢者等の見守り活動支援を行っています。



基本目標3 地域福祉を支え、推進する人や組織の担い手づくり

【基本施策1】 地域福祉を担う多様な人材を育成する

(1) 地域福祉を支える人材の育成

■地域福祉活動への参加・参画の促進	【市】	【社協】
■講座受講後の支援体制の強化	【市】	【社協】
■ボランティア活動に関する情報の収集・提供	【市】	

(2) 地域福祉活動の中核となる人材の育成

■地域福祉を進める人材の発掘・育成	【市】	
■地域福祉活動リーダーの養成		【社協】

【基本施策2】 ボランティア活動・NPO活動等の活性化を図る

(1) 生涯学習ボランティアバンク事業の充実

■生涯学習ボランティアバンク事業の推進	【市】
■関係機関・団体等との連携推進	【市】

ボランティアセンター事業の充実

■ボランティアセンター事業の充実	【社協】
■ボランティアセンター機能・体制の充実	【社協】

(2) ボランティア団体等の育成と活動支援

■団体等活動に関する情報の発信	【市】	
■団体等活動支援の充実	【市】	
■活動に必要な情報等の提供		【社協】
■活動財源等の支援		【社協】
■団体等の連携推進		【社協】

(3) 地域福祉活動のための財源の確保、検討

■青少年育成事業等への支援	【市】	
■活動財源等に関する情報提供	【市】	
■共同募金運動の推進		【社協】
■財源確保のための活動支援・研究		【社協】

【基本施策１】 地域福祉を担う多様な人材を育成する

【地域ができること】

（１）地域住民の取り組み

- 地域で自分にできることを考え、行動に移すように心がけます。
- 地域活動に関する自らの意欲や関心を示し、活動の輪を広げていきます。
- 地域や学校でのボランティア活動に参加します。
- 仕事や趣味などで培ってきた技術や知識を地域活動に役立てます。
- ボランティア養成講座等に積極的に参加します。

（２）地域全体での取り組み

- 日常のちょっとした困りごとに応じるための仕組みづくりに取り組みます。
- ボランティア活動への関心を高め、参加へのきっかけとなるような地域事業等を企画・運営します。
- 様々な知識や技術、経験を持つ人材を発掘し、最大限その力を活かせるような場や仕組みづくりに努めます。

【市の取り組み】

（１）地域福祉を支える人材の育成

地域福祉に関する様々な情報の収集・提供やボランティア養成講座等の開催を図るなど、地域福祉活動を支える人材の育成に努めます。

施策・事業	内 容
①地域福祉活動への参加・参画の促進	地域福祉活動等への参加・参画を促すため、ボランティアセンター等と連携し、活動のきっかけとなるような福祉情報の収集・提供やボランティア養成講座などを開催します。 【担当課等：生活福祉課、健康推進課、生涯学習課外】 《成果》 筑紫野市社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動等への参加・参画を促しています。 健康づくり運動サポーター養成講習会を開催しています。 食生活改善推進員養成講習会を２年に１度開催しています。
②講座受講後の支援体制の強化	講座受講者等を活動の担い手として結びつけるため、福祉施設事業者や関係機関・団体等との連携を図り、受講後の支援体制を強化します。 【担当課等：生活福祉課、健康推進課、生涯学習課外】 《成果》 「ちくしの高年大学」修了後の生涯学習の受け皿として、市内で高年クラブ（団体）を組織しています。高年クラブは、主体的に学習やボランティア訪問、地域との交流活動を積極的に推進しています。

③ボランティア活動に関する情報の収集・提供	仕事や社会活動などで培った技術や知識、経験を活かすことができるよう、ボランティアセンターや関連機関・団体等との連携を図りながら、ボランティア活動情報等の収集・提供に努めます。 【担当課等：生活福祉課、生涯学習課外】 《成果》 筑紫野市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動情報等の収集・提供に努めています。
------------------------------	---

（２）地域福祉活動の中核となる人材の育成

地域福祉の効果的な推進を図るため、地域福祉活動の中核となる人材の発掘と育成に努めます。

施策・事業	内 容
①地域福祉を進める人材の発掘・育成	社会福祉協議会や関係機関・団体等と連携し、人材育成関連講座・教室等の開催・充実を図るとともに、地域づくりに意欲があり、地域福祉活動のリーダーとして期待される人材の発掘、育成に努めます。 【担当課等：生活福祉課、健康推進課、生涯学習課外】 《成果》 自治公民館連絡協議会の事業を通じて、地域活動のリーダーとして期待されるような人材の発掘、育成を継続しています。

【社会福祉協議会の取り組み】

（１）地域福祉を支える人材の育成

地域福祉に関する様々な情報の収集・提供やボランティア養成講座等の開催を図るなど、地域福祉活動を支える人材の育成に努めます。

施策・事業	内 容
①地域福祉活動への参加・参画の促進	地域住民に対し、地域福祉活動等への参加・参画を促すため、活動のきっかけとなるような福祉情報の収集・提供やボランティア養成講座等を開催します。 《成果》 各福祉ボランティアグループの協力を得ながら、分野別のボランティア講座を実施し、ボランティアの養成を行っています。
②講座受講後の支援体制の強化	講座受講者等を活動の担い手として結びつけるため、福祉施設事業者や関係団体などとの連携を図り、受講後の支援体制を強化します。 《成果》 ボランティア講座受講者に対して、福祉ボランティア団体や福祉施設等の協力を得ながら、講座・イベントなどへの参加協力を依頼することにより、受講後の活動の場の提供や支援体制の強化に取り組んでいます。

(2) 地域福祉活動の中核となる人材の育成

地域福祉の効果的な推進を図るため、地域福祉活動の中核となる人材の発掘と育成に努めます。

施策・事業	内 容
①地域福祉活動リーダーの養成	市や関係機関・団体等と連携し、地域づくりに意欲があり、地域福祉活動のリーダーとして期待される人材の発掘に努めるとともに、地域福祉活動を進めるうえで必要な知識や技術を学ぶための機会や情報の提供を行います。 《成果》 福祉委員への情報提供及び資質向上を目的とした研修会を実施しています。



【基本施策２】 ボランティア活動・NPO活動等の活性化を図る

【地域ができること】

（１）地域住民の取り組み

- ボランティアセンター等に登録し、ボランティア活動に参加します。
- ボランティア養成講座等へ積極的に参加します。
- 地域福祉活動の財源となる募金活動に協力します。

（２）地域全体での取り組み

- 子ども会や学校行事などの支援活動を行う地域団体を支援します。
- 地域ぐるみでボランティア活動や地域福祉活動等を支援します。
- 地域活動における自主財源確保のあり方等を検討します。
- 有償サービス、有償ボランティアなどのしくみづくりを検討します。

【市の取り組み】

（１）生涯学習ボランティアバンク事業の充実

生涯学習ボランティアバンクへの支援を行い、ボランティア活動の効果的な推進を図ります。

施策・事業	内 容
①生涯学習ボランティアバンク事業の推進	生涯学習ボランティアバンクが担う、登録者への活動支援、活動プログラムの開発、利用者を結ぶ需給調整、技術や学習機会の提供などの役割・機能の充実を図ることができるよう、必要な情報の収集・提供や活動資金等の支援を行います。 【担当課等：生涯学習課外】 《成果》 生涯学習ボランティアバンク事業を推進するため、市民協働事業としてボランティア登録・コーディネート・派遣業務について、「筑紫野市ボランティアバンクの会」へ事業を委託し、生涯学習ボランティアの活性化・活動者の支援等を行っています。
②関係機関・団体等との連携推進	生涯学習ボランティアバンク事業の充実を図るため、ボランティアセンターや関係機関・団体等との情報交流、事業連携等の取り組みを支援します。 【担当課等：生涯学習課外】 《成果》 生涯学習課、筑紫野市社会福祉協議会、コミュニティ推進課、学校教育課でボランティア情報の共有及び交流を図るため、ボランティア情報交換会を実施しています。

(2) ボランティア団体等の育成と活動支援

活動に必要な情報提供を行うなど、ボランティア団体等への活動支援を行います。

施策・事業	内 容
①団体等活動に関する情報の発信	ボランティア団体等活動について、地域住民の理解と周知を促すため、当該団体等に関する事業活動等を積極的に情報発信していきます。 【担当課等：生活福祉課、健康推進課、生涯学習課外】 《成果》 市ホームページにボランティア連絡協議会に加盟している団体の紹介や、ボランティア功労者等に対する県知事表彰/感謝状の受賞者について掲載しています。
②団体等活動支援の充実	ボランティア団体等活動の活性化を図るため、団体等間交流を促進するとともに、活動に必要な技術や知識を得るための研修会等情報の収集・提供に努めます。 【担当課等：生涯学習課、人権政策・男女共同参画課外】 《成果》 筑紫野市青少年育成市民会議では、団体間の交流や研修グループ討議を行い、必要な知識の学習や活動に必要な技術の研修を行っています。

(3) 地域福祉活動のための財源の確保、検討

先駆的な地域福祉活動を行う団体等に対し、活動財源等の助成、支援を行います。

施策・事業	内 容
①青少年育成事業等への支援	B Gレンジャー事業等の周知と活用促進に努めるとともに、活動財源等の助成のあり方について検討を進めます。 【担当課等：生涯学習課外】 《成果》 補助金終了後も継続的に事業を行っている地域や、この事業をきっかけに小学校の行事として実施するなど、地域におけるきっかけがつけられています。
②活動財源等に関する情報提供	ボランティア団体等活動の推進を図るため、活動財源等に関する情報の収集・提供に努めます。 【担当課等：生活福祉課、生涯学習課外】 《成果》 筑紫野市社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体等に補助金の情報等の提供を行っています。 企業や民間団体等が企画する補助金事業の情報を収集し、提供に努めています。



【社会福祉協議会の取り組み】

(1) ボランティアセンター事業の充実

ボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティア活動の推進を図ります。

施策・事業	内 容
①ボランティアセンター事業の充実	ボランティア講座や研修会等の開催・充実に努めるとともに、ボランティア関連情報やセンター登録団体活動情報を収集・提供するなど、ボランティアセンター事業の充実に努めます。 《成果》 各福祉ボランティア団体の協力のもと、分野別ボランティア講座や入門ボランティア講座等を実施し、ボランティアの育成・発掘を行っています。また、各福祉ボランティア団体が活動しやすい環境整備のため、ボランティアバンク等との連絡調整や活動費の助成等を行っています。
②ボランティアセンター機能・体制の充実	ボランティアセンター機能・体制の充実を図るため、生涯学習ボランティアバンクや関係機関・団体等との連携を強化するとともに、ボランティア活動を推進する新たな人材の育成・発掘に努めます。 《成果》 福祉ボランティア団体やボランティアバンク等と連携しながら、分野別ボランティア講座や入門ボランティア講座等を開催し、ボランティアの育成・発掘を行っています。

(2) ボランティア団体等の育成と活動支援

活動に必要な情報提供を行うなど、ボランティア団体等への活動支援を行います。

施策・事業	内 容
①活動に必要な情報等の提供	ボランティア団体等が活動するうえで参考となる活動事例や、活動資金確保のために必要な情報等の収集・提供に努めます。 《成果》 他市町のボランティアセンターやボランティアバンク・ボランティア連絡協議会等と定期的な協議・交流の場を作り、活動の参考となる情報の収集及び共有に努めています。
②活動財源等の支援	ボランティア団体等が活動内容等の充実を図り、安定かつ継続した取り組みを行うことができるよう、活動財源等の助成支援を行ないます。 《成果》 共同募金配分金を活用した無認可作業所等への財政支援（助成金交付）や企業・財団からの活動助成についての情報提供を随時行っています。
③団体等の連携推進	ボランティア団体等活動の充実と活性化を図るため、団体間の情報交流等を促し、事業活動における連携・協力を推進します。 《成果》 ボランティア連絡協議会加盟団体による定期的な会議を通して、団体間の情報交換・情報共有・連携協力の支援を行うと共に、先進地への視察・研修の連絡調整等の支援を行っています。

(3) 地域福祉活動のための財源の確保、検討

先駆的な地域福祉活動を行う団体等に対し、活動財源等の助成、支援を行います。

施策・事業	内 容
①共同募金運動の推進	地域福祉事業における活動財源の確保・充実を図るため、共同募金会と連携し、共同募金運動の周知、推進に努めます。 《成果》 コミュニティ運営協議会や隣組長会等において、使途の説明や周知・啓発に努めました。
②財源確保のための活動支援・研究	コミュニティビジネスの視点導入や賛同する住民からの会費等で事業を行う仕組みづくりなど、地域福祉活動における財政確保のあり方等を研究・検討します。 《成果》 各種福祉ボランティアグループや、地域で福祉活動を行う団体などに対し、民間助成事業についての情報提供を行い、財源確保の支援に取り組んでいます。



基本目標 4 地域福祉への理解を深め、福祉の心を育む環境づくり

【基本施策 1】 人にやさしい地域づくりを進める

(1) 人権意識の醸成

■学校における人権教育の推進	【市】	
■地域等における人権教育の推進	【市】	
■人権啓発の推進	【市】	
■人権感覚豊かな職員等の育成	【市】	
■人権啓発活動等の推進		【社協】

(2) 人にやさしい住環境づくりの推進

■バリアフリー化等施策の推進	【市】	
■住宅等改修支援	【市】	
■移動支援の充実	【市】	【社協】
■住環境に関するニーズの把握		【社協】
■バリアフリー等情報の提供		【社協】

(3) 安心して子育てできる環境づくりの推進

■子育て支援拠点事業の推進	【市】	
■子育て支援の推進	【市】	
■子育てに関する意識啓発の推進	【市】	
■地域における子育て支援の推進	【市】	
■子どもの交流・体験事業の推進		【社協】
■地域での子育て支援の推進		【社協】

【基本施策 2】 健康・福祉への理解と行動を促す

(1) 福祉教育の推進

■学校における福祉教育の推進	【市】	【社協】
■地域における生涯福祉教育の推進	【市】	【社協】
■出前講座等の充実	【市】	
■地域における様々な交流の促進	【市】	
■福祉活動団体等への支援		【社協】

(2) 健康づくり等の推進

■健康づくり等の意識啓発	【市】	
■健康づくり活動を推進する人材の育成・支援	【市】	
■健康・介護予防等の推進	【市】	
■自殺対策の推進	【市】	
■健康づくり活動等の推進		【社協】

【基本施策1】 人にやさしい地域づくりを進める

【地域ができること】

(1) 地域住民の取り組み

- 人権に関する講座等に参加し、人権感覚を身につけるよう心がけます。
- 日常生活行動でのモラルやマナーに心がけます。
- 子育て支援の活動などに協力するよう心がけます。

(2) 地域全体での取り組み

- 市民懇談会や人権講座などへの積極的な参加・参画を呼びかけます。
- 高齢者や障がいのある人などが安心して外出できる環境づくりを進めます。
- 回覧板などを効果的に活用し、モラルやマナーの向上を呼びかけます。
- 地域ぐるみで、子育て支援や子育て支援の取り組みを推進します。

【市の取り組み】

(1) 人権意識の醸成

全ての市民が相互に認めあい、支えあう地域づくりを進めるために、市民一人ひとりが人権の大切さを理解し、日常生活の中で実践できるよう人権意識の醸成に取り組みます。

施策・事業	内 容
①学校における人権教育の推進	児童生徒や地域の実態を踏まえながら、学校教育活動全体を通して、様々な人権問題についての知識や理解を深め、問題解決につながる具体的な態度、実践力の向上を図ります。 【担当課等：学校教育課外】 《成果》 各小中学校において、「人権感覚プログラム」等を活用し、児童生徒の人権感覚を育成するための指導を行っています。
②地域等における人権教育の推進	人権感覚豊かな市民の育成を図り、人権尊重を基盤とした地域づくりを進めていくために、地域、家庭、職場などのあらゆる場面で多様な学習機会の提供・充実に努めます。 【担当課等：教育政策課、生涯学習課、人権政策・男女共同参画課外】 《成果》 例年、人権・同和問題講演会を開催しています。 《課題》 人権・同和問題に対する正しい認識と理解を深めてもらうために、人権・同和問題講演会の果たす役割は大きなものがあり、涵養の精神で繰り返し粘り強く行っていくことが必要であり、今後も継続して行っていきます。
③人権啓発の推進	市民一人ひとりが人権問題についての正しい知識を学び、自らの課題として受け止め、人権が確立された地域社会づくりを進めていくため、啓発冊子等の充実に努めるとともに、関係機関・団体や企業等との連携した啓発活動を推進します。 【担当課等：教育政策課、生涯学習課、人権政策・男女共同参画課外】 《成果》 人権・同和問題啓発冊子を発刊しています。 各行政区に人権問題啓発推進委員会を設置して、市民懇談会を実施しています。 デートDV啓発リーフレットを、市内各中学校及び新成人に配布しています。

④人権感覚豊かな職員等の育成	市職員や関係施設職員などが人権感覚を身につけ、人権に配慮した職務の遂行を図ることができるよう、効果的な職員等研修を推進するとともに、人権関係機関・団体等が主催する各種研究会・研修会等への参加促進を図ります。 【担当課等：人事課、人権政策・男女共同参画課外】 《成果》 同和問題啓発強調月間中に実施する「各課等における同和問題研修」において、中心的な役割を担う人権施策推進担当者向けの研修を行っています。
------------------------------	---

(2) 人にやさしい住環境づくりの推進

バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ち、安全で快適な住環境づくりを進めるとともに、移動支援の充実に努めます。

施策・事業	内 容
①バリアフリー化等施策の推進	高齢者や障がいのある人、乳幼児を抱える親などが日常的に使用する施設や道路を、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点から一体的・総合的に整備推進します。 【担当課等：土木課、維持管理課外】 《成果》 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想等に基づき道路拡幅整備及び公園整備を行っています。
②住宅等改修支援	個人宅や自治公民館のバリアフリー化を進めるため、住宅等改修資金などの支援を行います。 【担当課等：高齢者支援課、生涯学習課外】 《成果》 バリアフリーのための住宅改修の補助を行っています。 自治公民館設置補助事業として、バリアフリー化の改修も補助対象としています。
③移動支援の充実	移動が困難な高齢者や障がいのある人などの社会参加や日常生活の移動支援のあり方を検討し、コミュニティバスの運行や、重度障がい者支援のため福祉タクシーの利用助成を行います。 【担当課等：生活福祉課、企画政策課外】 《成果》 心身に重度の障がいがある在宅の障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図るため、福祉タクシー利用券を交付し、運賃の一部助成を実施しています。

(3) 安心して子育てできる環境づくりの推進

次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを地域社会で支え、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

施策・事業	内 容
①子育て支援拠点事業の推進	子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができるように、子育て等に関する相談や情報交換、仲間づくりの場や機会を提供するとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスや情報の収集・提供に努めます。 【担当課等：子育て支援課、保育所、生涯学習課外】 《成果》 地域において育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人が行う相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を実施し、仕事と家庭を両立させ、安心して働くことが出来る環境を整え、地域での子育て支援を推進しています。 《課題》 ボランティア団体「はらっぱの会」に筑紫南コミュニティセンター図書室の運営業務を委託し、その活動を支援していますが、運営に係わるボランティアの数が不足しています。
②子育て支援の推進	子どもたちが、地域の中で自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所づくり活動を推進します。また、子どもの様々な学びや体験、交流機会を提供するとともに、子どもたちによる主体的な地域福祉活動等を見守り、支援します。 【担当課等：子育て支援課、生涯学習課外】 《成果》 生涯学習センター1階青少年プラザを利用し、七夕まつり等を実施しています。
③子育てに関する意識啓発の推進	市民が命の大切さや子どもの人権などを正しく認識できるよう、ライフサイクルの様々なステージに応じた教育や啓発活動を行うとともに、必要な情報の収集・提供に努めます。 【担当課等：子育て支援課、生涯学習課外】 《成果》 子どもの権利を守るための救済委員（弁護士2人）を任命しています。 第2次筑紫野市次世代育成支援行動計画において、基本目標の一つとして「子どもの権利擁護」を掲げています。
④地域における子育て支援の推進	子育てサークルや子育てサロンなどの活動支援を行うとともに、事業連携や情報交流を促進し、地域に根ざした子育て支援のネットワークづくりを進めます。 【担当課等：子育て支援課、保育所、生涯学習課外】 《成果》 65才以上の高齢者を対象に「育ジイ養成講座」を共催しています。 ボランティアグループ「りんごの木」による読み聞かせ（乳幼児とその保護者を主な対象）を行っています。

【社会福祉協議会の取り組み】

(1) 人権意識の醸成

地域における人権意識の高揚を図るとともに、高齢者や障がい者などの社会参加を促すための環境づくりを進めます。

施策・事業	内 容
①人権啓発活動等の推進	地域社会を構成する一員として、認知症高齢者や障がい者などが社会的に排除され、様々な権利侵害を受けることがないよう、人権教育・啓発活動等の推進を図ります。 《成果》 人権教育・啓発活動として全職員を対象とした研修会を実施しています。

(2) 人にやさしい住環境づくりの推進

住環境に関するニーズの把握に努め、必要なサービスや情報の提供などにつなげていきます。

施策・事業	内 容
①住環境に関するニーズの把握	介護が必要な人や障がいのある人などが快適に暮らせるよう、住環境に関するニーズの把握に努め、福祉用具の貸出など必要なサービス等につなげます。 《成果》 介護者の負担軽減や、介護が必要な高齢者・障がい者等が可能な限り自立した生活が送れることを支援するため、各種福祉機器の貸出を行っています。
②バリアフリー等情報の提供	バリアフリーに取り組んでいる店舗や、ユニバーサルデザインに関する紹介を行うなど、暮らしやすい地域づくりに必要な情報提供を行います。 《成果》 小中学生を対象とした車いすやアイマスク体験やボランティア講座を通じて、福祉機器の紹介や暮らしやすい地域づくりに向けた情報提供や啓発に取り組んでいます。
③移動支援の充実	移動・外出に関わる福祉ニーズや社会資源等の実情を踏まえながら、「共助」を基盤とした移動支援のあり方を研究します。 《成果》 市内在住の障がい者等（車いす等を日常的に利用する方）を対象として、リフト付き軽自動車の無料貸し出しを行い、利用者の社会生活の質の向上を図っています。 《課題》 コミュニティ運営協議会や自治会での移動支援の取り組み実施のため、先駆的に取り組まれている地区への視察等を通じ、情報の収集と課題の分析に取り組む必要があります。

(3) 安心して子育てできる環境づくりの推進

子どもたちがいきいきと活動できる場を提供するとともに、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

施策・事業	内 容
①子どもの交流・体験事業の推進	関係機関団体やボランティアなどと連携し、子どもたちの様々な交流や体験を促す講座や教室などの開催・充実に努めます。 《成果》 小中学生を対象に、学校では体験することが難しい福祉体験やボランティア活動を通じて、ボランティアに対する理解や関心を深めてもらうこと及び世代間交流を目的にサマーボランティアスクールを実施しています。
②地域での子育て支援の推進	子育てサークル等の育成や活動支援を行うとともに、子育てサロンなどの開設活動を支援するなど、地域における子育て支援の推進を図ります。 《成果》 未就学児を持つ保護者同士の情報交換の場として、ボランティア団体の協力を得ながら、子育てサロン「ふれんずひろば」を開催し、保護者同士の情報交換や仲間づくりに取り組んでいます。



《By: マミ ｷﾝﾅ》

【基本施策２】 健康・福祉への理解と行動を促す

【地域ができること】

（１）地域住民の取り組み

- 福祉や健康に関する講座や行事等へ積極的に参加します。
- 講座や研修会等で学んだ成果を、自らの活動や地域づくりに活かします。
- ウォーキングを行うなど、健康づくりや健康管理に心がけます。
- 職場、学校及び地域において、ゲートキーパーをはじめ、悩みを抱えた人に対する相談等の支援を行う人材の育成に関する講座や行事等に積極的に参加します。

（２）地域全体での取り組み

- 福祉や健康に関する講演会や研修会などへの積極的な参加を呼びかけます。
- 高齢者や障がい者などに配慮した、地域行事等の企画・運営に努めます。
- 保育所や学校などと連携し、高齢者や障がい者などとの交流を促進します。
- 地域全体で軽スポーツ等に取り組むなど、健康づくり活動を推進します。

【市の取り組み】

（１）福祉教育の推進

学校や地域などの場において福祉教育を推進し、福祉意識の高揚と福祉力の育成・向上を図ります。

施策・事業	内 容
①学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会や福祉施設等と連携・協力し、学校への講師派遣を行うなど、児童生徒の福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育むことができるよう、福祉教育や体験学習活動を支援・推進します。 【担当課等：生活福祉課、学校教育課外】 《成果》 各小中学校において、「総合的な学習の時間」や「キャリア教育」を活用した福祉教育や体験学習に取り組み、福祉の心の育成に努めています。 《課題》 教育委員会や障がい者団体と連携し、原田小学校や筑紫小学校で行っている身体障がいについての講話等を他の学校へも広げていく必要があります。
②地域における生涯福祉教育の推進	福祉に対する理解と関心を高め、地域での福祉活動に活かすことができるよう、福祉ボランティア講座やボランティアスクール事業を開催するとともに、福祉関連イベントなどへの参加・参画を呼びかけます。また、福祉機器の貸出や講師派遣等を行い、福祉学習活動への支援を行います。 【担当課等：生活福祉課、生涯学習課外】 《成果》 自治公民館連絡協議会の推進大会、地区別視察研修会等で、公民館を拠点とした地域福祉活動に関する事例発表や研修を実施し、情報共有、今後の活用促進に努め、また、市広報紙等で事業の目的や成果を周知し、促進に努めています。 《課題》 ちくしの福祉村公開講座などへの参加者をふやし、福祉に対する理解を深めてもらう必要があります。

③出前講座等の充実	地域福祉等について学ぶ機会をより多くの方に提供できるよう、出前講座や講師派遣などの取り組みを充実するとともに、事業内容等の周知・強化に努めます。 【担当課等：生活福祉課、高齢者支援課外】 《成果》 出前講座や講師派遣などの依頼があった際には、応じています。
④地域における様々な交流の促進	地域に暮らす住民相互の理解を深め、地域でのつながりを強めていくことができるよう、住民が広く参加・参画できるイベントや地域交流事業などの実施を働きかけます。 【担当課等：健康推進課、生涯学習課外】 《成果》 パープルプラザフェスタでは様々な団体や学習グループが連携しながら、一般市民を対象に、学習成果の発表の場、交流の場として、作品展示、ステージ発表、バザーなどを行っています。

(2) 健康づくり等の推進

様々な場や機会を活用し、健康づくり等の意識啓発を行うとともに、市民の主体的な実践活動へとつながるよう支援します。

施策・事業	内 容
①健康づくり等の意識啓発	市民の主体的な健康づくりや生きがいづくりを促進するため、様々な場や機会を活用し、必要な情報等の提供や意識啓発の推進に努めます。 【担当課等：健康推進課外】 《成果》 カミリーヤやコミュニティセンター等において健康講座を開催しています。また、市民団体からの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士などを講師として派遣し、健康づくりに関する啓発と情報発信を行っています。
②健康づくり活動を推進する人材の育成・支援	地域における健康づくり活動を推進する、食生活改善推進委員や健康づくり運動サポーターなどの養成と活動支援を行います。 【担当課等：健康推進課外】 《成果》 健康づくり運動サポーター養成講習会参加者は、それぞれ健康づくり運動サポーター、食生活改善推進員として地域活動を担うボランティアとして活動しており、健康推進課では、各団体への情報提供会や更新講習会を行い、支援しています。
③健康・介護予防等の推進	様々なニーズや世代に応じた、健康や介護予防等に関する講座や教室などの開催・充実を図るとともに、学んだ成果を日々の生活の中で実践できるような環境づくりに努めます。 【担当課等：健康推進課外】 《成果》 カミリーヤのトレーニング健康測定室や歩行訓練プールでの個別指導や集団でのレッスン、各コミュニティセンターでの運動教室を開催しています。

④自殺対策の推進	自殺は、その多くが、様々な社会的要因によって心理的に追い込まれた末に発生することから、ゲートキーパー研修等による職場、学校、地域における人材育成や居場所づくり等の環境整備など、その要因が軽減されるような対策を推進します。 【担当課等：健康推進課、保護課、学校教育課外】 《成果》 筑紫野市自殺対策計画を策定しています。
------------------------	---

【社会福祉協議会の取り組み】

(1) 福祉教育の推進

学校や地域などの場において福祉教育を推進し、福祉意識の高揚と福祉力の育成・向上を図ります。

施策・事業	内 容
①学校における福祉教育の推進	子どもの頃から福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育むことができるよう、福祉機器の貸出や講師派遣を行うなど、学校で行われる福祉教育やボランティア体験学習を支援します。 《成果》 ボランティア連絡協議会等の協力を得ながら、小学校等において車いすやアイマスクの体験学習の支援を行い、福祉ボランティア団体の活動内容説明や福祉機器についての説明を行っています。
②地域における生涯福祉教育の推進	福祉に対する理解と関心を高め、地域での福祉活動に活かすことができるよう、福祉ボランティア講座やボランティアスクール事業を開催するとともに、福祉関連イベントなどへの参加・参画を呼びかけます。また、福祉機器の貸出や講師派遣等を行い、福祉学習活動への支援を行います。 《成果》 福祉ボランティア団体や関係機関と連携・協力しながらボランティア講座やボランティアスクール、車いす体験などの福祉学習、ちくしの福祉村との協働による福祉村公開講座などを実施し、ボランティアへの意識高揚や学習、人材の育成・発掘、世代間交流を図っています。
③福祉活動団体等への支援	ボランティア団体、NPO、社会福祉施設等の活動は、福祉について実践的に学ぶ重要な学習の場でもあり、こうした活動を行う団体等への支援を行ないます。 《成果》 共同募金配分金を活用した活動費の助成や、民間助成金情報の提供や申請手続きの支援を行うと共に、ボランティア活動を行う方々が安心して活動に取り組むことができるようにボランティア活動保険等の周知及び加入促進に取り組んでいます。

(2) 健康づくり等の推進

様々な場や機会を活用し、健康づくり等の意識啓発を行うとともに、市民の主体的な実践活動へとつながるよう支援します。

施策・事業	内 容
①健康づくり活動等の推進	市民が取り組む介護予防活動等やゲートキーパー研修等への参加を支援するとともに、日常的な相談活動等を通じて、健康づくり関連情報の提供に努めます。 《成果》 いきいきサロンやシニアクラブ等に対し、健康づくりや介護予防を目的としたレクリエーション用具についての情報提供や貸出を行い、地域で取り組む健康づくりや介護予防の支援を行っています。

中間評価における今後の課題と取り組みについて

平成 30[2018]年の改正社会福祉法においては、「地域共生社会」の実現、つまり地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現が掲げられています。地域共生社会を実現するためには、地域コミュニティの育成、地域包括ケアシステムを含めた分野を超えた包括的な支援体制づくりが必要であり、更に地域における担い手・ボランティアの育成と協力が不可欠です。

今回の、第二次地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間評価における課題において、様々なイベントの参加者数、制度の周知のための講座開催回数や制度自体の登録者数について、目標値を下回る現状が認められます。地域における事業の推進や担い手の育成のためには、積極的な各種制度の周知と参加者を募ることが求められますので、今後の周知・実施方法について検討を進めてまいります。

また、あらたな福祉課題として、生活困窮者等への自立支援から派生した「子どもの貧困対策」及び「ひきこもり対策」が挙げられます。これらの課題について、関係課の担当者が集う地域福祉計画推進等庁内委員会において協議の場を設け、今後庁内連携を図ることとしましたので、本市における現状の分析と課題の抽出等の検討を進めてまいります。

更に、今回の【改定版】より第4章として「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。認知症や様々な障がいにより意思表示や権利行使が困難な高齢者・障がい者を対象とし、今後その需要は高まってくるものと思われます。制度の周知と併せて、使い易い制度とするため地域連携ネットワークの構築を図ります。



第4章

成年後見制度 利用促進基本計画

1. 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景
2. 成年後見制度利用促進基本計画策定の目的
3. 目標達成のための施策
4. 計画の推進

1. 筑紫野市成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

①成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどの精神上の障がいにより判断能力が十分ではない人を援助するため、家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任し、成年後見人等が通帳の保管などの財産の管理や生活・療養に必要な手続などの生活支援などを行うほか、誤った判断に基づいて行った行為を取り消すなどの活動を行い、成年被後見人、被保佐人及び被補助人を保護する制度です。

この制度は、自己決定権の尊重、残存能力の活用、障がいのある人もない人も、互いに支え合う社会を目指すノーマライゼーション等の理念と従来からの本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ利用しやすい制度を目指し、平成12[2000]年4月に新設されました。

②成年後見制度の利用状況

令和元[2019]年末時点の全国の成年後見制度の利用者数は224,442人ですが、全国で600万人を越えていると推計されている認知症高齢者と、知的障がいや精神障がいのある人の合計数約527万人とを合計した約1127万人と比較すると利用率はわずかに留まっています。

また、成年後見制度の申立件数は、制度が発足した平成12[2000]年の9,007件から令和元[2019]年の35,959件へと約4.0倍に増加しています。

しかしながら、認知症高齢者や知的障がいや精神障がいのある人の数と比較すると十分に利用されているとは言えない状況です。

③筑紫野市での現況

ア. 対象者の推計

成年後見制度等の支援が必要と推定される認知症高齢者は増加傾向にあり、令和元[2019]年9月末現在、認知症高齢者（認知症自立度Ⅱ以上）数は2,187人となっています。

障がい分野では、令和2[2020]年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数が1,575人となっており、手帳所持者も増加傾向にあります。

イ. 成年後見制度に関する相談

筑紫野市での委託事業等を含む成年後見制度に関する相談件数は横ばいになっています。

平成 27[2015]年	平成 28[2016]年	平成 29[2017]年	平成 30[2018]年	令和 元[2019]年
74 件	109 件	91 件	86 件	113 件

ウ. 成年被後見人制度の利用者数

筑紫野市での成年後見人制度の利用者数（令和元[2019]年度）は、111件の利用に留ま
っており、平成27[2015]年度からほぼ横ばいとなっています。

平成 27[2015]年	平成 28[2016]年	平成 29[2017]年	平成 30[2018]年	令和 元[2019]年
112 人	124 人	135 人	123 人	111 人

④成年後見制度利用促進のために

平成 28[2016]年 5 月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国は、「成年後見制度の理念の尊重」「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を基本理念に掲げ、家庭裁判所や関係者等との緊密な連携を図ることとしました。また、この法律では市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることを明示したことを踏まえて、筑紫野市では「第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中で「筑紫野市成年後見制度利用促進基本計画」の策定に向けて取り組み、市の責務として、制度の利用促進に向け推進するものとしします。

※ 計画策定の法的根拠

成年後見制度利用促進法 抜粋

第六章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 筑紫野市成年後見制度利用促進基本計画策定の目的

筑紫野市では、本計画を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 23 条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

市の最上位計画である「第六次筑紫野市総合計画」では、将来都市像「自然と街との共生都市ひかり輝くふるさと ちくしの」となっております。また、「第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、「お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念として設定しています。

よって、本計画では、『第六次筑紫野市総合計画』での将来都市像や『第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画』での基本理念を踏まえ、「誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること」を目的とします。

＊ 目的達成のための目標

- ① 本計画の目的を達成するための目標として、「必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活をまもるための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築」することとします。そのために、まずは、当市の現状に沿ったネットワークとなるように関係機関と協議・調整から進めていきます。

ネットワークの役割としては、以下の３点があります。

- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

※権利擁護支援の地域連携ネットワーク

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築」という３つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」（仮称）を構成要素とします。

ア．チーム（仮称）とは

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み

チームメンバー例

家族、親族、主治医、介護支援専門員（ケアマネージャー）、福祉団体、NPO、生活保護ケースワーカー、保健師、民生委員・児童委員、市町村窓口等必要に応じて構成される。

イ．協議会（仮称）とは

後見等開始の前後を問わず、「チーム（仮称）」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。「中核機関（仮称）」が事務局機能を担う。

ウ．中核機関（仮称）とは

専門職による専門的助言等の支援の確保や、「協議会（仮称）」の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関

3. 目標達成のための施策

目標達成のために以下の施策を実施します。また、施策が目標達成できたか、定期的に施策評価を行います。

施策1 制度を知り、利用しやすい環境を整備します

誰もが成年後見制度を正しく理解し参加しやすい環境が整えられるよう、成年後見制度等の周知啓発を行います。

市の主要な取り組み例

成年後見制度の周知啓発・・・生活福祉課、高齢者支援課、保護課外
市民向け講演会の実施・・・生活福祉課外

施策2 地域ぐるみで権利擁護支援に取り組む仕組みづくりを進めます

中核機関を中心として、市民・団体・関係機関が相互に連携し、支援が必要な人が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を受けることができるよう、地域連携ネットワークの整備を図ります。

市の主要な取り組み例

地域連携ネットワークの構築に向けた検討・・・生活福祉課、高齢者支援課外
個別会議の開催・・・生活福祉課、高齢者支援課、保護課外

施策3 安心して、成年後見制度を利用できる基盤を整備します

費用負担能力や身寄りのない人をはじめとした課題がある人や長期支援が必要な人であっても成年後見制度を適切に利用できるように支援します。

市の主要な取り組み例

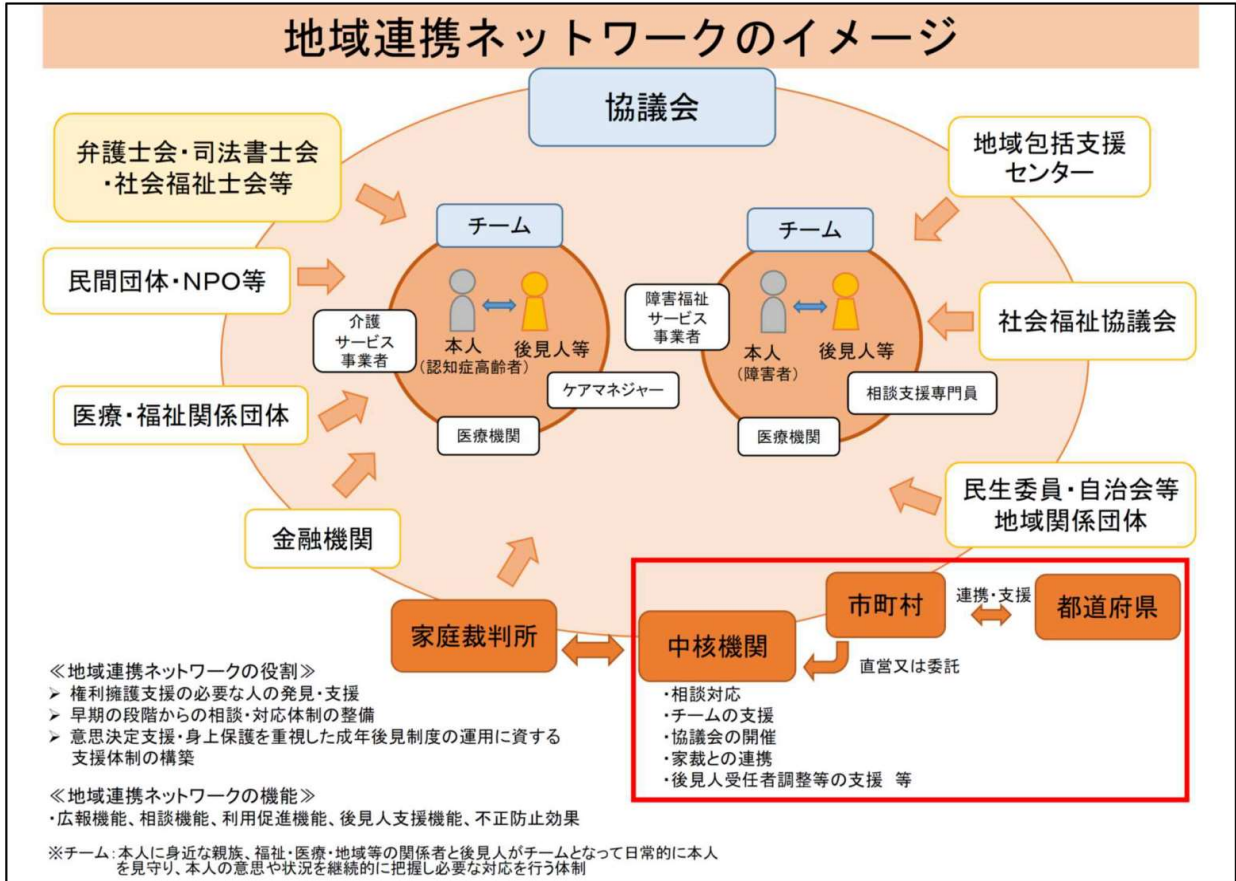
申し立ての実施・・・生活福祉課、高齢者支援課、保護課外
後見報酬の助成・・・生活福祉課、高齢者支援課外

4. 計画の推進

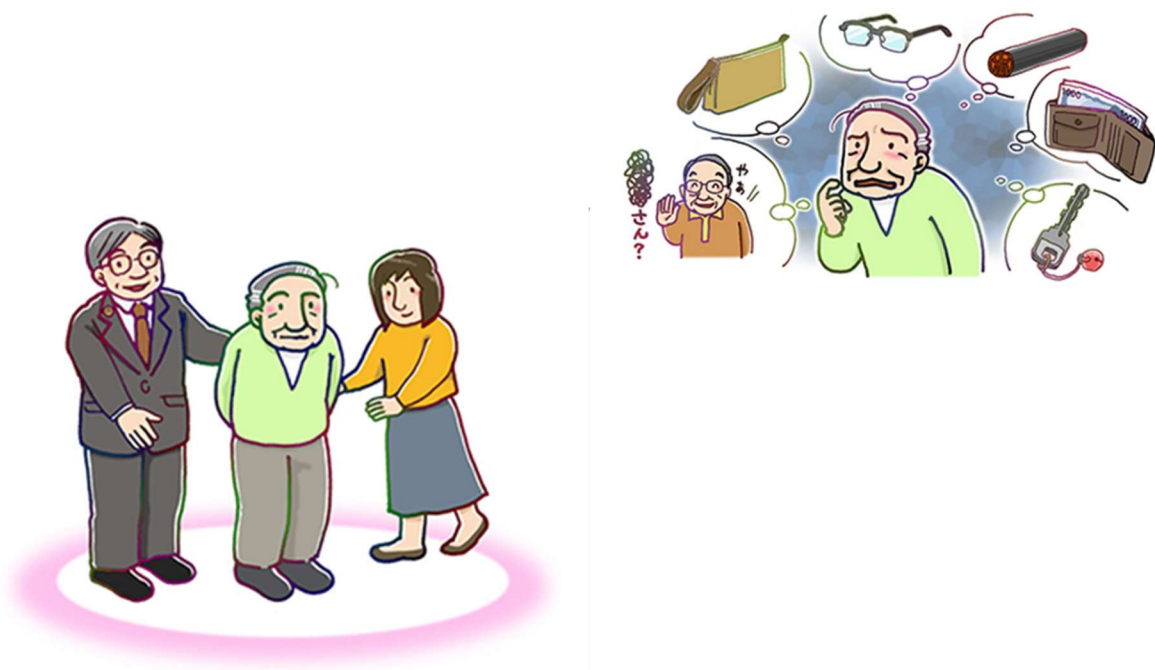
「誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること」を達成するために、中核機関や協議会、相談窓口の整備を根幹として、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、事業者などの連携を推進し、「地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

また、3つの施策についても、定期的に評価を行い、必要があると認められ場合は計画の見直し等を行い、成年後見制度利用促進を着実なものにしていきます。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



(出典:厚生労働省作成資料)



第5章

計画の推進にあたって

1. 計画の周知
2. 計画の進行管理

1. 計画の周知

地域福祉を効果的に推進するためには、この計画が目指す地域福祉の方向性や施策・事業、活動内容について、市民や関係機関・団体、事業所、市（行政）、社会福祉協議会など、計画に関係する全ての人が共通の理解をもつことが重要です。

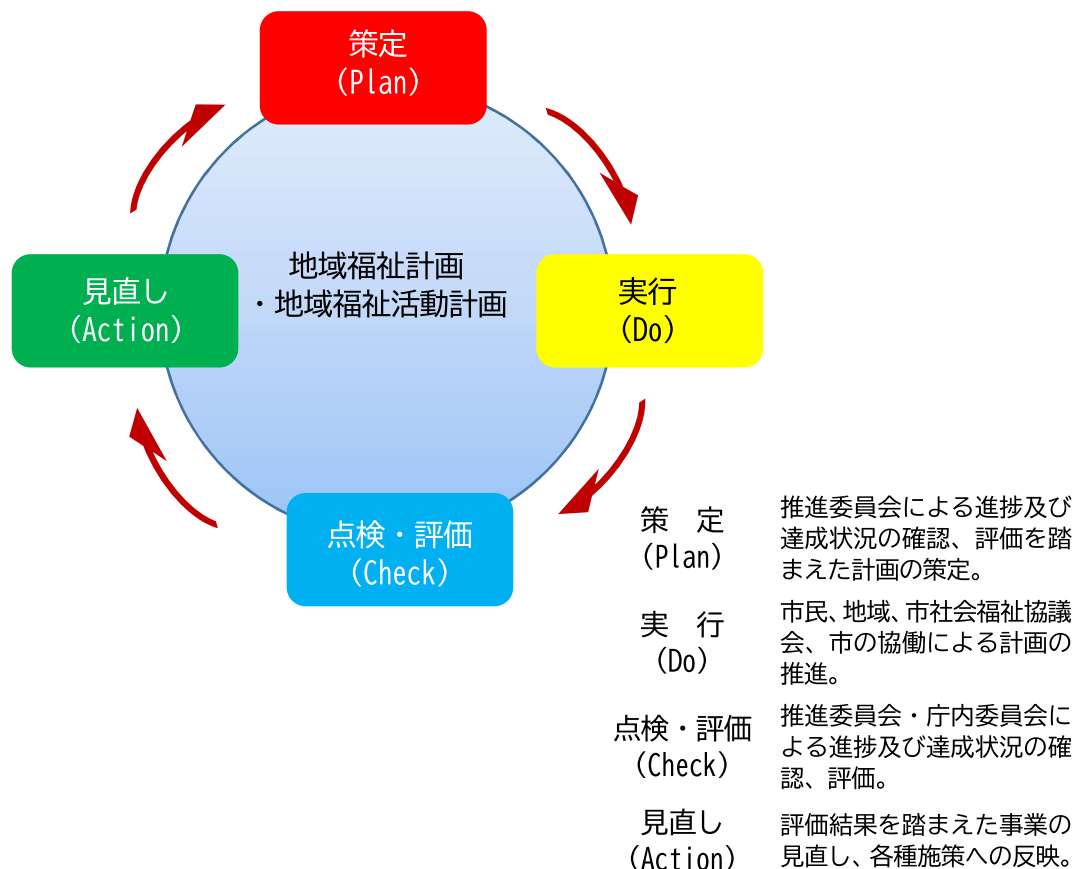
このため、市の広報やホームページ、関係する施設等を通じ、この計画を公表し、市全体で目指す地域福祉推進の方向性について幅広く周知します。

2. 計画の進行管理

本計画は、筑紫野市による「地域福祉計画」と社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものであり、市と社会福祉協議会が一層の連携を深めながら、各施策事業を効果的に推進していく必要があります。

本計画については、「筑紫野市地域福祉計画等推進委員会（平成 21 年 3 月設置）」に実施状況を報告し、同委員会の意見を求めながら、計画の進行管理及び評価を行います。

また、市においては、庁内組織である「筑紫野市地域福祉計画等推進庁内委員会（平成 20 年 12 月設置）」において、施策事業の進捗状況等の整理・分析を行っていきます。なお、新たな課題等が出てきた場合は、庁内委員会に部会を設置し、調査・研究を行っていきます。



資料編

1. 計画策定までの経緯
2. 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会
3. 筑紫野市地域福祉推進条例
4. 用語の解説

1. 計画策定【改定版】までの経緯

開催日時	開催会議等
令和2〔2020〕年 7月10日	○第1回筑紫野市地域福祉計画等推進庁内委員会 書面会議 〈令和元年度第二次計画進捗状況報告など〉
令和2〔2020〕年 7月22日	■第1回筑紫野市地域福祉計画等推進委員会 〈令和元年度第二次計画進捗状況報告、第二次計画(中間見直し)の諮問、 計画策定スケジュール、作業部会の設置など〉
令和2〔2020〕年 8月7日	◇第1回作業部会 〈第二次計画【改定版】(素案)について、基本的考え方等の確認など〉
令和2〔2020〕年 8月24日	○第2回筑紫野市地域福祉計画等推進庁内委員会 〈第二次計画【改定版】(案)：計画策定スケジュールなど〉
令和2〔2020〕年 8月28日	◇第2回作業部会 〈第二次計画【改定版】(素案)：第1章・第2章の内容検討など〉
令和2〔2020〕年 9月15日	◇第3回作業部会 〈第二次計画【改定版】(素案)：第1章から第4章までの内容検討など〉
令和2〔2020〕年 10月6日	◇第4回作業部会 〈第二次計画【改定版】(素案)：第1章から第4章までの内容確認など〉
令和2〔2020〕年 10月30日	◇第5回作業部会 〈第二次計画【改定版】(素案)：第1章から第5章までの内容確認など〉
令和2〔2020〕年 11月19日	○第3回筑紫野市地域福祉計画等推進庁内委員会 〈第二次計画【改定版】(案)の検討など〉
令和2〔2020〕年 11月26日	■第2回筑紫野市地域福祉計画等推進委員会 〈第二次計画【改定版】(案)の検討など〉
令和3〔2021〕年 1月	パブリック・コメント 〈1月8日(金)から2月8日(月)までの期間で第二次計画【改定版】(案) への意見募集(パブリック・コメント)を実施〉
令和3〔2021〕年 2月15日	○第4回筑紫野市地域福祉計画等推進庁内委員会 〈第二次計画【改定版】(案)：パブリック・コメントについて など〉
令和3〔2021〕年 2月24日	■第3回筑紫野市地域福祉計画等推進委員会 書面会議 〈第二次計画【改定版】(案)の検討、答申(案)について〉
令和3〔2021〕年 3月8日	■筑紫野市地域福祉計画等推進委員会 〈第二次計画【改定版】(案)の答申〉

2. 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会

(敬称略)

委 員	依頼団体名	氏 名
市 民	公募市民	坪 根 正 武
		作業部会委員 内 川 静 江
福祉団体等の 代表者	筑紫野市民生委員児童委員連合会	推進委員会 会 長 鬼 木 岩 土
	筑紫野市社会福祉協議会	岡 部 征 紘
	筑紫野市シニアクラブ連合会	佐々木 孝
	市身体障がい者福祉協会	田 中 るみこ
	市立学校PTA協議会	東 堤 晶 子
	市立小中学校長会	推進委員会 副会長 岩 野 和 子
社会福祉施設の 代表者	特別養護老人ホーム 天拝の園	森 尚 子
	市地域包括支援センター	作業部会委員 仲 西 和 代
住民組織の 代表者	山口コミュニティ運営協議会	石 内 傳 治
医療機関の 代表者	筑紫医師会	杉 村 隆 史
識見を有する者	筑紫女学園大学教授	作業部会長 山 崎 安 則
その他市長が 必要と認める者	筑紫野警察署生活安全課	古 賀 康 弘
	部落解放同盟筑紫地区協議会	瀧 本 千代美

作業部会委員（任期：令和元年6月1日から令和3年5月31日まで）

3. 筑紫野市地域福祉推進条例

(平成 22 年 6 月 29 日条例第 27 号)

目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 基本理念等(第 3 条―第 8 条)
- 第 3 章 基本計画(第 9 条)
- 第 4 章 地域福祉を推進するための仕組み(第 10 条―第 15 条)
- 第 5 章 福祉サービスの充実(第 16 条―第 23 条)
- 第 6 章 福祉意識の醸成等(第 24 条―第 26 条)
- 第 7 章 災害時要援護者に対する支援(第 27 条・第 28 条)
- 第 8 章 まちづくり施設の整備(第 29 条)
- 第 9 章 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会(第 30 条―第 41 条)
- 第 10 章 雑則(第 42 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、筑紫野市の地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の基本的な事項を定め、市民、市、事業者等の役割を明確にし、地域福祉に関する仕組みを制度として定めることにより、地域福祉を推進し、もってすべての市民が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせる協働と共生のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、居住する者その他市内に地域福祉に関する活動の拠点を置き当該活動を行うものをいう。
- (2) 市 市民が負託した機関として議会及び市長等(行政サービスを行う市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。)を始めその職員を含めたものをいう。)により運営される団体で、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)により、普通地方公共団体として位置付けられる筑紫野市をいう。
- (3) 事業者 社会福祉を目的とする事業を行う者をいう。
- (4) 社会福祉協議会 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 109 条の規定に基づき設立された社会福祉法人で、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会をいう。
- (5) ボランティア 社会福祉に関して自発的な活動を行うものをいう。
- (6) 福祉活動を行う者 民生委員(民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)の規定により筑紫野市を区域として設置された者をいう。)、児童委員並びに主任児童委員(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定により筑紫野市を区域として設置された者をいう。)及び社会福祉協議会が設置する福祉委員をいう。

- (7) 社会資源 福祉ニーズを充足するために活用される施設、機関、個人、集団、資金、法律、知識、技能等の総称をいう。
- (8) 市民その他地域福祉の推進に関わるもの 市民、市、事業者、社会福祉協議会、ボランティア、福祉活動を行う者等生活課題の解決に向けて必要な支援その他地域福祉の推進に関する活動を行うものをいう。
- (9) 生活課題 地域生活において、生活しづらいと感じる日常生活上の課題又は地域全体の問題として地域住民同士で支え合う必要のある課題をいう。
- (10) 協働 市民により構成された組織、市、事業者等が、地域福祉の推進に向けて主体性を保ち、特性を生かしながら対等な立場で協力し合って活動することをいう。
- (11) 参加 市民が地域福祉の計画及び政策づくりの段階から加わることを含めて参加という。
- (12) 市民活動 営利を目的とせず、市民が自主的に行う地域活動又は社会貢献活動をいう。ただし、宗教又は政治に関する活動を除く。
- (13) 支え合いエリア 市民その他地域福祉の推進に関わるものが、自らの生活課題を発見し、課題の解決に向けて互いに支え合い、自主的に福祉活動に関わるための一定の生活環境又は生活圏域をいう。
- (14) 小地域福祉活動 高齢者の健康教室、サロン活動その他の行政区等の地域性を活かし、地域の福祉向上のために身近なところで行う市民活動をいう。
- (15) 災害時要援護者 災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に収集し、自らの身体及び生命を守るために避難することその他の一連の安全な防災行動をとるのに何らかの支援が必要な人をいう。
- (16) まちづくり施設 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、公共輸送車両等の用に供する施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で福岡県福祉のまちづくり条例施行規則(平成10年福岡県規則第41号。以下「県規則」という。)で定めるものをいう。

第2章 基本理念等

(基本理念)

- 第3条 筑紫野市における地域福祉は、すべての市民が、住み慣れた地域で、生涯を通し、健康で安心して、自分らしく自立した生活を送れる地域社会を目指し、そのために市民が生活課題に向き合い、その解決に向け、協力して主体的な福祉活動を展開し、市民その他地域福祉の推進に関わるものは自らの役割を果たしながら、相互に連携することにより推進されるものとする。
- 2 前項の基本理念の実現に当たっては、次に掲げる事項が取り入れられなければならない。
- (1) すべての市民が、地域社会の一員として認められ、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられること。
 - (2) すべての市民の個人としての尊厳、自己選択及び自己決定が尊重されること。
 - (3) 地域に存在する生活課題を一部のものだけで考えるのではなく、地域全体で考え、共に支え合う関係を拡大し、及び強化すること。

- (4) 市民その他地域福祉の推進に関わるもの同士が、当該生活課題と情報を共有し、協働して地域福祉を推進すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、地域福祉に関する意識を高め、幅広く市民活動に参加し、積極的に地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、互いの個性及び価値観を認め合い、尊重し合いながら、主体的に地域の生活課題に取り組み、解決するために協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、市民その他地域福祉の推進に関わるものと連携し、地域福祉の推進に努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、第3条の基本理念に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるもの(市を除く。)と連携し、地域福祉の推進に必要な施策を行うものとする。

- 2 市は、福祉サービスを必要とする市民に対し、当該福祉サービスを総合的に、かつ、適切に提供しなければならない。
- 3 市は、市民その他地域福祉の推進に関わるもの(市を除く。)が行う地域福祉活動に対し、互いの支え合いにより解決ができる仕組みを整備することができるよう、必要に応じて支援するとともに、地域福祉活動の基盤整備に努めるものとする。
- 4 市は、多様な生活課題に対応し、幅広い視点で地域福祉を推進するため、総合的なコミュニティ施策を行うよう努めるものとする。
- 5 市は、地域福祉の推進に必要な人材の確保、育成及び資質の向上に努めるものとする。
- 6 市は、地域福祉の推進に必要な法制上及び財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるものと連携し、地域福祉の推進に必要な活動に協力するものとする。

- 2 事業者は、市民その他地域福祉の推進に関わるものに対し、地域福祉の推進に必要な知識及び技術を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、地域福祉の推進に必要な人材の確保、育成及び資質の向上に努めるものとする。
- 4 事業者は、市民が地域で安心して暮らすために、多様なニーズに応え、福祉サービスの質の向上を図るよう努めなければならない。

(社会福祉協議会の役割)

第7条 社会福祉協議会は、第3条の基本理念及び法第109条の規定に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるもの(社会福祉協議会を除く。)と連携して、積極的に地域福祉の推進に必要な活動を行うものとする。

- 2 社会福祉協議会は、地域福祉活動を行う個人及び団体に対し、地域福祉の推進に関する情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。
- 3 社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な人材の確保、育成及び資質の向上に努めるものとする。

(福祉活動を行う者の役割)

第8条 福祉活動を行う者は、第3条の基本理念に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるものと連携し、地域の福祉ニーズを把握し、課題の解決に向けて主体的な支援を行うよう努めるものとする。

2 福祉活動を行う者は、地域福祉の中心的な担い手として、互いに連携し、小地域福祉活動をはじめとする市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

第3章 基本計画 (地域福祉計画)

第9条 市は、地域福祉の推進に関する基本計画として、地域福祉計画を策定するものとする。

2 地域福祉計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地域福祉の推進に関する基本理念及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項

3 地域福祉計画は、市民その他地域福祉の推進に関わるものの地域福祉に関する総合計画として策定するものとする。

4 市は、地域福祉計画の策定に当たっては、企画及び立案段階から市民の参加により策定するとともに、筑紫野市地域福祉計画等推進委員会の意見を聴かなければならない。

5 市は、地域福祉計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域福祉計画の変更について準用する。

第4章 地域福祉を推進するための仕組み (支え合いエリアの設定)

第10条 市は、市民が日常的な生活圏のなかで福祉活動に自主的に関わることができる仕組みとして、支え合いエリアを設定するものとする。

(相談及びサービス提供体制)

第11条 市は、福祉サービスを総合的に提供するため、総合的な相談及び福祉サービス提供体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民その他生活課題を抱えるものからの総合的な相談に応じるため、専門職の育成及び配置を行うよう努めるものとする。

3 市は、福祉サービスを必要とする者が適切に当該福祉サービスを受給することができるよう、そのための支援体制を整備するよう努めるものとする。

(情報の提供及び共有)

第12条 市は、福祉に関する情報をあらゆる市民が収集し、活用することができるよう、分かりやすく適切な内容及び方法で情報を提供しなければならない。

2 支え合いエリアにおいて生活課題を解決するために必要な支援を行うものは、必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報を共有し、活用することができるよう努めるものとする。

3 前項の規定の実施に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(ボランティア活動の推進)

第13条 市民その他地域福祉の推進に関わるものは、自らの能力を活かし、主体的にボランティア活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市及び社会福祉協議会は、ボランティア及びボランティアによる支援を必要とする者の両者が、迅速かつ適切に結び付けられるよう、ボランティア活動の提供体制を整備するものとする。

3 市及び社会福祉協議会は、ボランティアがその意欲及び能力を十分に発揮して、積極的なボランティア活動を行えるよう、ボランティア活動に関する情報の提供、助言、育成その他必要な支援を行うものとする。

(地域福祉ネットワーク)

第 14 条 市民その他地域福祉の推進に関わるものは、生活課題を抱える者に対し、必要に応じて適切な支援を行えるよう、互いに協力し、支え合いエリアに応じて、支援体制を構築するものとする。

2 市民その他地域福祉の推進に関わるものは、前項の支援体制において、生活課題の発見から相談、支援までの包括的な問題に対応するため、個別に支援のための会議を設置するものとする。

(市民活動の推進)

第 15 条 市民は、市民その他地域福祉の推進に関わるものと協力し、地域の実情に合わせ、小地域福祉活動等の地域の福祉向上を目的とした市民活動を行うよう努めるものとする。

2 市、事業者及び社会福祉協議会は、前項の市民活動が推進されるよう、情報及び技術の提供、相談、助言その他必要な支援を行うものとする。

第 5 章 福祉サービスの充実

(高齢者福祉の充実)

第 16 条 市は、第 3 条の基本理念に基づき、すべての高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの(市を除く。)との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

(障がい者福祉の充実)

第 17 条 市は、第 3 条の基本理念に基づき、すべての障がい者が生涯を通して安心して暮らし続けることができるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの(市を除く。)との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

(子育て支援の充実)

第 18 条 市は、第 3 条の基本理念に基づき、すべての子どもが安心して心身ともに健やかに成長することができるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの(市を除く。)との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

(健康づくりの推進)

第 19 条 市は、第 3 条の基本理念に基づき、すべての市民が健康でやすらぎのある生活を送れるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの(市を除く。)との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

(総合的な福祉サービスの充実)

第 20 条 市は、前 4 条の福祉サービスが、市民一人一人の環境及び必要に応じ、市民その他地域福祉の推進に関わるもの(市を除く。)との協働により生涯にわたって総合的に提供されるよう努めるものとする。

(福祉サービスの利用支援)

第21条 市は、一人では福祉サービスを受けることが困難な市民に対し、必要な福祉サービスを受けられるよう、福祉サービスの利用支援の体制を確立するものとする。

(他分野との連携)

第22条 市は、人権、防犯、防災、教育、文化、就業支援その他多様な生活課題に対応するため、様々な分野の事業と連携し、地域福祉を推進しなければならない。(住環境の整備の推進)

第23条 市は、市民が住み慣れた地域の中で、安全で快適に居住し、暮らし続けることができるよう、必要に応じて身体的な生活困難性に配慮した住環境の整備を推進するとともに、そのための必要な助成その他の支援に努めるものとする。

第6章 福祉意識の醸成等

(福祉意識の醸成等)

第24条 市は、市民とともに、乳幼児期から生涯にわたって、互いの個性等を認め合い、理解しながら共に生きる力を育むことができるよう、人権の尊重を基本として、福祉意識の醸成に努めるものとする。

2 市及び社会福祉協議会は、市民が生活課題に自ら気づき、支え合いながら解決に向けて取り組むことができるよう、地域福祉の理念を広めるものとする。

(福祉交流)

第25条 市は、前条に掲げる福祉意識の醸成等のため、市民が互いに交流し、及び学び合える機会の確保その他の必要な施策を行うよう努めるものとする。

(福祉を担う人材の育成及び活用)

第26条 市、事業者等は、地域福祉を担うボランティア及び専門職等の人材を育成するよう努めるものとする。

2 市及び社会福祉協議会は、地域福祉を総合的に調整(生活課題の集積及び分析を行い、当該生活課題解決のために社会資源の調整、支援のためのネットワーク化、福祉活動の開発その他の必要な活動を行うことをいう。)する人材を育成し、当該人材を地域に配置するよう努めるものとする。

第7章 災害時要援護者に対する支援

(災害時要援護者に対する支援)

第27条 市は、災害時要援護者の生命及び身体の安全を確保するため、関係機関等と連携し、災害時において、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、平常時から、災害時要援護者の情報を的確に把握し、支援するための体制及び方法を整備するよう努めるものとする。

(地域の協力体制の整備)

第28条 市民は、地域において、災害時その他緊急の場合に互いに助け合うことができる体制を整備し、協力するよう努めるものとする。

2 市は、前項の協力体制の整備が進むよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

第8章 まちづくり施設の整備

(まちづくり施設の整備)

第29条 市がまちづくり施設(物品販売業を営む店舗その他市の施策及び事業に関連のないものを除く。)を整備するときは、福岡県福祉のまちづくり条例(平成10

年福岡県条例第4号。以下「県条例」という。)及び県規則並びに筑紫野市福祉環境整備指針で定める整備基準に適合させ、だれもが安全かつ快適に利用することができるように配慮した管理運営を行わなければならない。

- 2 市がまちづくり施設を整備するときは、県条例及び県規則に規定する望ましい基準に適合させるよう努めるものとする。
- 3 まちづくり施設を整備しようとする者は、県条例及び県規則に基づき施設を整備するとともに、望ましい基準に適合させるよう努めるものとする。
- 4 市は、まちづくり施設を整備しようとする者に対し、望ましい基準に適合させるよう周知に努めるものとする。

第9章 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会 (設置)

第30条 地域福祉の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、筑紫野市地域福祉計画等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第31条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項についての調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 筑紫野市地域福祉計画(以下「計画」という。)に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- (2) 計画の進行管理及び見直しに関する事項
- (3) その他地域福祉の推進に必要と認められる事項

(組織)

第32条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第33条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉団体等の代表者
- (3) 社会福祉施設の代表者
- (4) 住民組織の代表者
- (5) 医療機関の代表者
- (6) 識見を有する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第34条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職又は資格を失ったときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第35条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 36 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第 37 条 第 31 条に掲げる所掌事務の事前調査、課題の調査研究、計画素案の検討その他必要な作業を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の部会長は、委員のうちから会長が選任する。

- 3 作業部会に部会長を置き、作業部会に属する委員のうちから会長が指名する。

- 4 作業部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 5 部会長は、作業部会で検討を行った事項について、委員会に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第 38 条 委員会及び作業部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第 39 条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 30 年筑紫野市条例第 22 号)で定めるところにより報酬を支給する。

- 2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成 3 年筑紫野市条例第 37 号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(庶務)

第 40 条 委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において行う。

(委任)

第 41 条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第 10 章 雑則

(委任)

第 42 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(筑紫野市地域福祉計画等推進委員会設置条例の廃止)

- 2 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会設置条例(平成 20 年筑紫野市条例第 35 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に策定され、運用されている筑紫野市地域福祉計画については、この条例に基づき策定されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の筑紫野市地域福祉計画等推進委員会設置条例第 1 条の規定により設置された筑紫野市地域福祉計画等推進委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第 9 章の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、施行の日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4. 用語の解説

【あ行】

●NPO：えぬぴーおー

Non Profit Organization（民間非営利組織）の略で、社会的な活動を行う民間組織であり、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織・団体のことです。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO 法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれます。

【か行】

●介護保険（制度）：かいごほけん（せいど）

高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化への進行、介護による離職が社会問題化となったことから、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的として平成 12 年から開始された社会保険方式による強制加入の制度のことです。65 歳以上の人を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者といいます。

●核家族：かくかぞく

夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のことです。

●共生社会：きょうせいしゃかい

障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会のことです。

●協働：きょうどう

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制のことです。

「市民協働」は、市民・行政・企業などの複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重しあい、対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合いながら、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力することです。

●共同募金：きょうどうぼきん

昭和 22 [1947] 年から開始された「赤い羽根募金」で知られていますが、国民の助け合いの精神による民間社会福祉活動の資金援助を目的として社会福祉法第 112 条～124 条に規定されている社会福祉事業のことです。都道府県に設立された共同募金会（共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人）が実施主体であり、市区町村の区域等に共同募金委員会を置いて毎年 10 月～翌年 3 月の 6 ヶ月間寄付金を募集し、社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分されます。

●虐待：ぎゃくたい

力の強い者が、抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えることです。虐待の内容には、直接的な身体的虐待、心理的虐待、性的虐待のほか、ネグレクト（無視：食事を与えない、病気になっても病院に連れて行かないなど）があります。

●ゲートキーパー

ゲートキーパーとは、悩んでいる人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

●権利擁護：けんりようご

認知症や障がいなどのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスの獲得を支援し、実現することです。

●高齢化率：こうれいかりつ

総人口に占める 65 歳以上の人口の割合のことです。高齢化率が 7%～14%未満を高齡化社会といい、14%～21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会といいます。

●コーディネート

物事を調整し、まとめることです。

●個人情報：こじんじょうほう

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述などにより、特定の個人を識別することができる情報のことです。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含まれます。

●子育て支援センター：こそだてしえんせんたー

子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の実施、子育てサークルの支援など、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設のことです。

●子育て世代包括支援センター：こそだてせだいほうかつしえんせんたー

安心して妊娠・出産ができるように保健師や助産師等が妊娠期から乳幼児期にわたるまでの相談等切れ目ない支援を提供することで産後うつや虐待の予防に努めることです。

●子どもの貧困：こどものひんこん

等価可処分所得（収入から税金、社会保険料などを除いたいわゆる手取り収入）の中央値の 50%以下の所得で暮らす相対的貧困の 17 歳以下の子どもの存在及び生活状況のことです。一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている子どもたちがどれだけいるのかということを示しています。

子どもの相対貧困率は、13.5%（平成 30 [2018] 年）となっており、前回の国民基礎調査 13.9%（平成 27 [2015] 年）から大きな改善は見られません。依然として子どもの 7 人に 1 人が貧困状態にあります。

●子ども 110 番の家：こどもひゃくとうばんのいえ

子どもが誘拐や暴力、痴漢など何らかの被害に遭った、または遭いそうになって助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動のことです。

●孤独死：こどくし

日常的に地域から孤立し、だれにも看取られることなく息を引き取り、かつ、相当期間放置される事例のことです。

●コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営むことや、一定の地域及びその人々の集団であり、地域社会や共同体のことです。

●コミュニティビジネス

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する事業の総称のことです。

●コミュニティ・ソーシャルワーク

地域で支援を必要とする人々の困りごとについて一緒に考え、必要なサービスや専門機関等へつないだり、地域の福祉力を高めながらセーフティネットの体制づくりを進めるなど、地域の全ての人が安心して暮らし続けられるよう支援する福祉の総合相談のことです。

【さ行】

●災害時等要援護者：さいがいじとうようえんごしゃ

災害時等において、安全な場所に避難する際に支援を要する人、情報を得ることが難しい人などのことです。75歳以上の高齢者をはじめ、要介護認定者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、外国人などがあげられます。

●災害ボランティアセンター：さいがいぼらんていあせんたー

災害時に被災者等のニーズを把握し、被災地内外から支援に駆けつけるボランティアを適切にコーディネートするための機関のことです。

●支援関係機関：しえんかんけいきかん

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関のことです。

市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点などがあります。

●自主防災組織：じしゅぼうさいそしき

地域で災害による被害を防止し、軽減する防災活動を行うために結成された住民組織のことです。

●自治会等：じちかいとう

おおむね行政区と同じ区域において、区域内の住民によって構成され、現として存在している自治組織のことです。

同じ地域に居住する住民の、互いの親睦を図り、地域生活の向上を目的とする自治組織であり、親睦機能のほか、共同防衛機能、環境整備機能、行政補完機能等をもっています。近年、地域の希薄化が指摘されるなかで、このような自治会等機能の充実を図っていくことがますます重要となっています。

自治会等の名称は、区、区会、町会、町内会、自治会連合会など地域によって異なります。

●**市民活動：しみんかつどう**

市民自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活と地域コミュニティへの貢献を目的とした自発的な活動のことです。

●**社会資源：しゃかいしげん**

福祉ニーズを充足するために活用される施設、機関、個人、集団、資金、法律、知識、技能等の総称のことです。

●**社会福祉協議会：しゃかいふくしきょうざい**

社会福祉協議会（社協）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のことです。昭和 26 年[1951]に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

●**小地域福祉活動：しょうちいきふくしかつどう**

一般的に“住民の顔が見える”日常生活圏を基礎に行われる住民の様々な福祉活動の総称のことです。具体的には、ふれあい・いきいきサロン活動や個別訪問活動、見守り・声かけ活動、家事援助活動、交流行事などの活動が実施されています。

●**消費生活センター：しょうひせいかつせんたー**

消費生活に関する苦情相談や多重債務問題に関する相談、その解決に向けた助言や情報提供や消費生活に関する情報発信をとおり、消費啓発活動を行っている地方公共団体が設置する行政機関のことです。

●**身体障害者手帳：しんたいしょうがいしゃてちょう**

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳のことです。

対象となる障がいは、視覚障がい、聴覚又は平行機能の障がい、音声機能、言語又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、内部機能障がい（呼吸器、心臓、腎臓、膀胱又は直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる機能障がい）で、障がいの程度により 1 級～6 級に区分されています。

●**セーフティネット**

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止するための仕組み又は装置のことです。地域福祉では、地域住民、関係機関・団体、市などが地域における課題を共有し、課題解決のための取り組みを推進するとともに、様々な困難や課題を抱える要援護者を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談員の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

●**生活困窮者：せいかつこんきゅうしゃ**

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のことです。

●**生活支援コーディネーター：せいかつしえんこーでいねーたー**

高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。

●**生活福祉資金：せいかつふくしきん**

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付金のことです。

●**生活保護：せいかつほご**

日本国憲法第 25 条の理念に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度

に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする福祉制度のことです。日本の公的扶助の中核的制度です。

●**精神障害者保健福祉手帳：せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう**

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。

対象は何らかの精神疾患（てんかん、発達障害などを含みます）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方で障がいの程度により 1 級から 3 級の区分があります。

●**成年後見制度：せいねんこうけんせいど**

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度のことです。

●**ソーシャルインクルージョン**

社会的包摂と訳されます。社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、共に支えあい生活していこうと考え方のことです。

【た行】

●**地域共生社会：ちいききょうせいしゃかい**

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のことです。

●**地域生活課題：ちいきせいかつかだい**

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のことです。

●**地域包括支援センター：ちいきほうかつしえんせんたー**

平成 18[2006]年度から施行された改正介護保険法に位置づけられた機関のことです。地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。主に介護予防のマネジメント、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント機能を持ちます。

●**地域包括ケア：ちいきほうかつけあ**

医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方のことです。

●**地域包括ケアシステム：ちいきほうかつけあしすてむ**

高齢者の日常生活の支援から介護・医療のサービスを地域に関わるみんなで連携・協働して提供していくまちづくりのことです。

●**中間支援組織：ちゅうかんしえんそしき**

市民や市民活動団体に対し、活動を行うにあたっての助言や調整、支援等を行う組織のことです。本計画では、筑紫野市ボランティアセンター、筑紫野市生涯学習ボランティアバンクを指します。

●**DV：ドメスティック・バイオレンス**

配偶者や恋人等から受ける暴力のことです。殴る蹴る等の身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、電話や外出を制限するものなど、パートナーの心身を傷つけるものすべてを含めます。

●**特定医療費（指定難病）受給者：とくていいりようひ（していなんびょう）じゅきゅうしゃ**

指定難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病のことです。（難病の患者に対する医療費に関する法律 令和2〔2019〕年9月現在 333 疾病）

特定医療費（指定難病）受給者とは指定難病にかかっていると認められる者であって、県が定める要件にあてはまる者をいいます。

【な行】

●**ニーズ**

一般的には需要や要求の意味ですが、ここでは、①本人あるいは家族が援助してほしいと望んでいるもの、②本人あるいは家族が実際に生活上等で困っているもの、③専門職の目で援助が必要とおもわれるものの総体を示しています。

●**日常生活自立支援事業：にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう**

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のことです。

具体的には、本人との契約に基づいて福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理サービス、定期的な訪問による生活変化の察知などの生活支援を行うものです。

●**認知症：にんちしょう**

生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態のことです。

●**ネットワーク**

様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携し、課題解決に向けて意識や情報、知恵を共有しながら、一つの有機体のように共通目標に向かって活動を行うことです。狭義では、情報交換のための組織や連絡網を示すこともあります。

●**ノーマライゼーション**

障がいのある方や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であり、同等の権利を享受できるようにするという考え方のことです。

【は行】

●ハザードマップ

災害を引き起こす可能性のある現象を地図上に示したもののことです。災害予想図をいいます。

●バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア（障壁）や、高齢者、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア（資格・免許取得を制限する欠格事項等）、また心理的なバリア（偏見等）の除去という意味のことです。広義には、高齢者や障がいのある人だけでなく、全ての人にとって日常生活における様々な障がいを取り除かれ、安全で快適な生活を送ることができるようにすることをいいます。

●B Gレンジャー事業：びーじーれんじゃーじぎょう

地域で子どもを育てるきっかけづくり活動を支援することを目的とした補助金事業です。

申請条件として、地区内在住の20歳以上の成人5名以上で構成される団体で、その中に地域内の役員が含まれている必要があります。補助金の交付は1年を基本としていますが、効果が見込まれる場合は2年を限度として継続することができます。

※ B Gレンジャーとは、「ボーイズ&ガールズ チャレンジャー」の略称です。

●ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のことです。

●ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定：ひとりぐらしこうれいしゃとうのみまもりかつどうにかんするきょうてい

業務の中で各家庭を訪問することが多い事業者が、ひとり暮らしの高齢者等の異変を察知したとき市に通報する活動を行う協定のことです。市と事業者が協定を結ぶことで、見守り活動の充実を図ることを目的としています。

●福祉委員：ふくしいいん

筑紫野市社会福祉協議会が設置する行政区を単位として小地域福祉活動を推進するボランティアです。具体的には、自治会長や民生委員・児童委員との情報共有などを行いながら、地域の見守り活動やふれあいいきいきサロン活動の企画・運営などを行っています。

●ふれあい・いきいきサロン

地域住民が、地域の仲間づくり、出会いや交流の場づくりを行っていく活動です。家に閉じこもりがちな在宅の高齢者や障がい者、子育て中の親子などが参加し、自由な発想で活動を企画し、自主的に運営するものです。

●ボランティア

社会福祉においては、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労働提供などを行う人々を指します。

●ボランティアセンター

地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進といったさまざまな支援を行うところです。よりよい地域社会を作るためのボランティア活動の拠点となっています。

ボランティアに関する相談、登録、紹介、連絡調整、情報収集・提供、ボランティア保険の受付、災害時のボランティア活動支援などを行っています。

【ま行】

●民生委員・児童委員：みんせいいいん・じどういいいん

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される委員のことであり、児童福祉法による児童委員を兼ねています。地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談支援のほか、福祉サービスに関する情報の提供、社会福祉事業を行う団体や行政の協力支援などの活動を行っています。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

ユニバーサル（普遍的な、全体の）という言葉が示しているように、人種、性別、年齢、身体的特徴などに関わらず、だれもが利用しやすいように、まちや建物、製品、空間をデザインするという考え方のことです。

【ら行】

●リハビリテーション

心身に障がいがある者の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことです。

●療育手帳：りょういくてちょう

児童相談所又は知的障がい者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳のことです。知的障がいがある人が、各種福祉サービスや相談を受けやすくするため、療育手帳を交付しています。障がいの程度によりA1（最重度）A2（重度）A1（中度＋身体障害者手帳1級から3級）、B1（中度）B2（軽度）の区分があります。法で定められた制度ではなく、都道府県（政令指定都市）独自の施策として位置づけられています。



第二次筑紫野市 地域福祉計画・地域福祉活動計画【改定版】

発行 福岡県 筑紫野市

筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課

〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎一丁目1番1号

TEL : 092-923-1111 / FAX : 092-923-1734

筑紫野市社会福祉協議会

〒818-0013 福岡県筑紫野市岡田三丁目11番1号

筑紫野市総合保健福祉センター（カミーリヤ）内

TEL : 092-920-8008 / FAX : 092-920-8033